

第 7 そ の 他

- 1 県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要綱
- 2 軽油特別調査班設置要綱
- 3 家屋評価班設置要綱
- 4 外形標準課税調査班設置要綱
- 5 税務事務電算処理概要
- 6 令和 2 年度都道府県税決算見込額調
- 7 税目別決算見込額調（全国計・平成29年度～令和 2 年度）
- 8 令和 3 年度地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳
- 9 県税の税率等の推移
- 10 ふるさと信州寄付金の受付実績及び推移
- 11 県税事務所管轄区域の状況
- 12 県税事務所管轄区域図

1 県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要綱

平成 30 年 3 月 27 日付け 29 税徴第 42 号通知

(趣旨)

第 1 この要綱は、県税の滞納整理を効果的に行い税収の確保と未収金の縮減に資すること及び県・市町村間連携による個人住民税を中心とした滞納整理の強化に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県税事務所 県税事務所の設置に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条の規定により設置された場所にある事務所
- (2) 地域事務所 条例第 3 条及び長野県組織規則の規定により県税事務所に付置される事務所

(業務)

第 3 県税徴収対策及び地方税法第 41 条に規定する個人県民税を含めた市町村税徴収支援対策として実施する業務は次のとおりとする。

- 1 県税の収入確保と未収金の縮減に関すること。
- 2 個人住民税の徴収対策に関する次に掲げる事項
 - (1) 協定に基づき県と市町村が協働して実施する併任徴収業務に関すること。
 - (2) 地方税法第 48 条に規定する個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例徴収業務に関すること。
- 3 市町村税の徴収支援に関する次に掲げる事項
 - (1) 市町村税務職員の徴収技術向上のための研修に関すること。
 - (2) 市町村の滞納整理促進のための会議の開催及び技術的支援・助言に関すること。
 - (3) 県と市町村が共同で行う文書催告及び滞納整理に関すること。

(県税事務所及び地域事務所の事務の執行)

第 4 事務の執行に当たっては、各県税事務所（地域事務所を含む。）の管轄範囲や職員体制等の規模が異なることを十分に勘案し、地域の実態に即した執務体制が構築できるよう努めなければならない。

2 県税事務所と地域事務所は常に密接に連携、協力するものとし、職員体制はもとより、業務の難易、繁閑に応じて県税事務所から地域事務所への支援、地域事務所から県税事務所及び他の地域事務所への応援など柔軟な人員の融通や業務の引継ぎ、引受けを行い、県税事務所（地域事務所を含む。）における徴収業務の円滑かつ効率的な実施に努めなければならない。

(実施要領)

第 5 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要領

平成 30 年 3 月 27 日付け 29 税徴第 42 号通知

(趣旨)

第 1 この要領は、県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要綱（以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 この要領において使用する用語の意義は、要綱第 2 に定めるもののほか、次に定めるところによる。

エリア 県税事務所（地域事務所を含む。）の管轄区域をいう。

(県税徴収対策執行計画の策定等)

第 3 要綱第 3 第 1 項に掲げる県税徴収対策業務の執行にあたり、毎年度、次による計画等を策定し、県税収入の確保と未収金の縮減に努める。

- 1 県税徴収対策室長は、年度当初において前年度の目標、実績、課題等を総括し、「県税事務運営方針」に従って、徴収業務の指針となる「県税徴収対策」を策定する。
- 2 県税事務所長及び地域事務所長（以下「所長等」という。）は、各所の滞納状況や職員体制を勘案し、機能分担制又は地区分担制などの徴収体制を決定するとともに、本要領に定める業務を行う職員を指定した事務分担を決定する。
- 3 所長等は、「県税徴収対策」に基づき、滞納案件や整理状況を十分に分析し、徴収率、収入未済額、滞納処分件数等の具体的数値目標を設定するとともに、県税事務所と地域事務所間で連携する業務や県税事務所が引き受ける徴収困難・高額案件等の基準を定めた「滞納整理計画」を策定する。また、収税課長及び収税係長並びに別に定める徴収業務リーダー（以下「収税課長等」という。）は、滞納整理計画における目標を達成するため協議の上、各所ごとに次の行動計画を策定する。なお、行動計画の策定に当たり、地域事務所においては、徴収以外の業務の繁忙期等における調整を図るものとする。

(1) 年間行動計画

毎年 6 月を始期とし翌年 5 月を終期とする年間の行動計画を策定し、各税目の賦課時期や決算期などを考慮した上で、各所の実情に合わせた適切な時期に、差押強化期間などの滞納整理重点取組期間を設定する。

(2) 月間行動計画

年間行動計画を確実に履行するため、各月の行事予定や一斉催告・電算処理日程及び定期的なヒアリング結果などを勘案して月間行動計画を作成する。

- 4 所長等及び収税課長等は、適期・適切なマネジメントの重要性を強く認識し、定期的に次のヒアリングを実施し、滞納整理が計画どおり推進されているか確認して的確な進行管理に努めるとともに、個別・具体的な事情を踏まえた処理方針を決定し、指示する。

(1) 数値管理

徴収実績や未納データ、滞納処分状況数値などを基に、前年度実績や他所等との比較及び職員ごとの実績を聞き取るにより、行動計画に定めた事項が確実に実行されているかどうかを確認する。また、ヒアリング結果に応じて職員ごとに適切な指示をするとともに、年間目標達成ができるよう適宜行動計画に必要な修正を加え、徴収職員全員に周知する。

(2) 事案管理

滞納案件の個別ヒアリングを行い、案件の内容を正確に把握した上で、取るべき対応策を職員と管理監督者が共有することとし、経験の浅い職員をフォローする体制や困難案件等について所全体で解決に向け取り組める体制を整える。

(市町村支援担当の配置)

第4 要綱第3第2項及び第3項の業務を円滑に推進するため、各所に、個人住民税徴収対策と市町村税徴収支援に従事し、市町村窓口となる適切な人数の「市町村支援担当」を置く。

(個人住民税の徴収対策)

第5 要綱第3第2項に掲げる個人住民税徴収対策業務は、次により実施する。

- 1 別に定める「個人住民税併任徴収業務実施規程」
- 2 地方税法第48条及び別に定める「個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例の実施に関する要綱」

(市町村税の徴収支援等)

第6 要綱第3第3項に掲げる市町村税徴収支援業務は次により実施する。

- 1 別に定める「市町村税務職員実務研修要綱・要領」
- 2 徴収事務の執行について援助を必要とする市町村に対し、日ごろから技術的支援・助言に努めるとともに、徴収成績の向上対策や個別の滞納事案解決のために採るべき徴収対策を検討するため、市町村ごとに個別調整会議を開催する。
- 3 県、市町村に共通する滞納者の場合は、市町村長と県税事務所長連名の文書催告や共同で行う滞納整理も活用するとともに、長野県地方税滞納整理機構との連携を図る。

(所長等の責務)

第7 要綱第4に定める執務体制の構築にあたり、所長等及び収税課長は次の事項に留意しなければならない。

- 1 所長等は、市町村の数や規模、滞納者数などの地域の実態を十分に把握し、常に密接な連携を取り合って、時宜に合った県税事務所と地域事務所間の支援や応援の必要性を判断するとともに、柔軟な働き方を積極的に取り入れ、エリア内の効果的な徴収業務の配分や休暇の取りやすい環境づくりに努める。
- 2 収税課長は、エリアの徴収業務の責任者として、収税係長や徴収業務リーダーと密接に連携し、エリア会議や個別調整会議など各種会議の開催や進行管理ヒアリングを実施するとともに、市町村税務職員実務研修や職場研修などの計画的な執行に努める。

(県税事務所と地域事務所の連携等)

第8 要綱第4第2項に定める県税事務所と地域事務所の事務の円滑な執行にあたり、次の担当を置く。

- (1) エリア支援担当 エリア内の徴収業務の統括について収税課長を補佐するため、県税事務所に適切な人数の「エリア支援担当」を置く。エリア支援担当は、エリア全体の徴収職員の実践力、資質向上を図るため、日常業務を通じた滞納処分の様々な手法や実践方法の技術的指導、助言及び徴収技術の研修を行うとともに、地域事務所から引き受ける困難案件等を担当する。また、県税事務所と地域事務所の相互支援や人員融通の連絡調整を行う責任者とする。
 - (2) 徴収業務リーダー 地域事務所の徴収業務を統括して進行管理を行う責任者として、地域事務所に徴収業務リーダーを置く。
- 2 エリア会議を定期的開催し、滞納整理計画、行動計画、県税事務所への引継ぎ基準、相互支援に関することなどを協議して、エリア内の徴収業務を県税事務所と地域事務所が一体となって推進するための業務と人員の調整を行う。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項については各エリアの実情に応じて定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3の「県税徴収対策」及び「滞納整理計画」については、平成30年6月1日から施行するものとする。

個人住民税併任徴収業務実施規程

平成21年 3 月25日付け20税第345号通知

平成30年 3 月27日付け29税徴第43号一部改正

(趣旨)

第1 この規程は、県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要領第5の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(併任徴収の依頼)

第2 市町村長は、併任徴収の実施を希望するときは、依頼書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(協定の締結)

第3 知事は、市町村長から第2の規定による依頼書の提出があり、併任徴収を必要と認めるときは、当該市町村長と「県と市町村の協働による滞納整理に関する協定」(以下「併任協定」という。)を締結するものとする。

(併任期間)

第4 併任職員の併任期間は、原則として1年以内とし、年度を越えないものとする。

(併任職員が行う滞納整理業務)

第5 併任職員が行う滞納整理業務は、原則として1軒当たりの個人住民税の滞納額が50万円以上のもの及び市町村税の大口、対応困難なものとする。

(徴収金の充当)

第6 併任職員が行う滞納整理によって得た徴収金は、原則として、まず個人住民税に充当し、その後、その他の市町村税に充当するものとする。

(報告)

第7 併任協定の締結市町村の長は、併任職員が滞納整理に従事した場合は、併任職員滞納整理実績報告書(様式第2号)を毎年5月末日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、前項に規定するもののほか、別に定めるところにより、報告を求めることができる。

(実施期日)

第8 この要領は、平成21年4月1日から実施する。

個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例の実施に関する要綱

平成 21 年 11 月 10 日付け 21 税徴第 34 号通知

平成 29 年 3 月 28 日付け 28 税徴第 41 号一部改正

平成 30 年 3 月 28 日付け 29 税徴第 44 号一部改正

令和 3 年 5 月 24 日付け 3 税徴第 16 号一部改正

(目的)

第 1 地方税法（以下「法」という。）第 48 条の規定による個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例（以下「特例」という。）の実施に関して必要な事項について定める。

(引継ぎの対象とする徴収金)

第 2 特例による引継ぎの対象とする徴収金は、高額滞納事案、徴収困難事案及びその他協議により引き継ぐことが適当であると認めた事案とする。

なお、引継ぎをする徴収金の選定にあたっては、納付の履歴、納付交渉の経過、滞納者の誠意の有無、それまでに把握されている財産の状況、負債の状況、差押えの有無等を考慮するものとする。

2 以下の事案については、引継ぎの対象としない。

(1) 異議申立て又は訴訟等が提起されている事案

(2) 相続による訴訟等により、相続人毎の納税義務の承継税額が確定するまでに相当の期間を要すると認められる事案

(3) 市町村において個人住民税以外の税目と併せて滞納処分に着手している事案

(4) 破産手続開始決定、会社更生手続開始決定がなされている事案

(5) 法又は市町村税条例の規定による徴収猶予又は換価猶予中の事案

(引継期間)

第 3 引継期間は 1 年以内の継続した一定の期間とし、期間の終期は 3 月末とする。

ただし、次のいずれかに該当するものについては、期間が経過した場合においても、市町村長との協議により滞納処分を続行することができる。

ア 納付の委託を受けた有価証券の支払期限が引継期間内に到来しないもの

イ 差押財産の換価及び配当又は取立てが引継期間内に間に合わないもの

ウ 滞納処分に関し、審査請求又は訴訟が提起されたもの

エ その他滞納処分の続行が適当と認められるもの

(市町村長との協議)

第 4 県税事務所長は、個別調整会議（「県税徴収対策及び市町村税徴収支援対策実施要領」平成 30 年 3 月 27 日付け 29 税徴第 42 号総務部長通知）等において、引継ぎ実施の可否、対象と

する事案の選定及び期間について、市町村長と協議を行う。

なお、協議に当たっては、市町村で作成・管理している滞納整理票等の写し（以下「滞納整理表等」という。）により行うものとする。

（引継ぎの手続き）

第5 第4の協議が整った場合、以下の手続きにより徴収金の引継ぎを行う。

（1）同意書の徴取

ア 県税事務所長は、「個人の県民税の徴収及び滞納処分の特例に関する同意依頼書」（様式第1号の1）により市町村長に同意を求める。

イ 市町村長がこれに同意する場合は、「個人の県民税の徴収及び滞納処分の特例に関する同意書」（様式第1号の2）を県税事務所長に送付する。

（2）引継ぎの予告

市町村長は、引継ぎを行うこととした滞納者に対して、今後は徴収の権限が県税事務所長に引き継がれ、県税事務所長が直接滞納処分を実施することとなる旨を記載した「納税催告書兼徴収引継予告書」（様式第2号）により、納付（入）の催告をする。

（3）徴収引継書の交付

ア 市町村長は、「個人の県民税、個人の市町村民税に係る徴収金引継書」（様式第3号の1）に、滞納整理票等を添付し、県税事務所長に交付する。

イ 県税事務所長は、アによる文書の交付を受けた場合には、「個人の県民税、個人の市町村民税に係る徴収金引受書」（様式第3号の2）を市町村長に交付する。

（4）差押財産等の引継ぎ

市町村長は、滞納処分に着手している徴収金を引継ぐ場合は、当該滞納処分に係る差押財産等の引継ぎを以下の手続きにより行う。

ア 市町村長が占有している差押財産（動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶に限る。）がある場合の引継ぎは、差押関係書類引渡書（正・副）（様式第4号）及び差押財産引渡通知書（正・副）（様式第5号）を作成し、差押関係書類とともに所管の県税事務所長に引き渡すことにより行う。この場合において、県の徴税吏員は署名（記名を含む。）押印した差押関係書類引渡書（副）及び差押財産引渡通知書（副）を返還する。

イ アの差押財産以外の差押財産の引継ぎは、差押関係書類引渡書（正・副）を作成し、差押関係書類を所管の県税事務所長に引き渡すことにより行う。この場合において、県の徴税吏員は、署名（記名を含む。）押印した差押関係書類引渡書（副）を返還する。

ウ イの規定にかかわらず、滞納者等又は第三者に保管させている差押財産の引継ぎは、差押関係書類引渡書（正・副）、差押財産引渡通知書（正・副）及び差押財産引渡依頼書（様式第6号）を作成し、差押関係書類とともに所管の県税事務所長に引き渡す。この場合において、県の徴税吏員は、署名（記名を含む。）押印した差押関係書類引渡書（副）及び差押財産引渡通知書（副）を返還する。

エ 県税事務所長は、ウで引継ぎを受けた差押財産を保管する滞納者等又は第三者に対し、差押財産引渡依頼書を交付し、その財産の引渡しを受ける。ただし、必要があると認める

ときは、引き継いだ差押財産を滞納者等又は第三者に保管させることができる。その場合には、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならない。

オ 差押財産引渡通知書の交付の日の翌日以降の差押財産に係る保管に関する費用は、県の滞納処分費となる。

(5) 滞納者への通知

県税事務所長は、徴収の引継ぎを受けたときは、遅滞なくその旨を「個人の県民税、個人の市町村民税徴収引継通知書（県用）」（様式第 7 号）により滞納者に通知する。

(6) 特例に係る徴収金の管理

県税事務所長は、市町村長から引継ぎを受けた徴収金については、「個人の県民税、個人の市町村民税に係る特例徴収金整理簿」（様式第 8 号）及び「個人の県民税、個人の市町村民税滞納整理票」（様式第 9 号）により管理する。

(徴収金の取扱い)

第 6 県税事務所長が徴収した特例に係る徴収金は以下のとおり取扱う。

(1) 徴収金の収納

県税事務所長が徴収した特例に係る徴収金は、歳入歳出外現金として取り扱うこととし、収入管理事務取扱要領（平成 4 年 12 月 21 日付け 4 税第 262 号総務部長通達）第 8 章第 2 節第 1 に規定する徴収受託金として収納する。

(2) 市町村への払込み

県税事務所長は、徴収した特例に係る徴収金の全額（県の滞納処分費を除く）について、当該市町村に払い込むとともに、「個人の県民税、個人の市町村民税払込通知書」（様式第 10 号）により当該市町村長に通知する。

(3) 市町村から県への払込み

市町村は、特例に係る徴収金が県税事務所から払い込まれたときは、当該徴収金に係る県民税については、長野県県税条例（昭和 25 年 9 月 6 日付け条例第 41 号。以下「県税条例」という。）第 24 条の規定により払い込む。

(引継期間中の市町村と県税事務所の協力等)

第 7 引継期間中における市町村との協力は以下による。

(1) 市町村に納付（入）された場合の取扱い

ア 市町村長は、引継ぎに係る徴収金について、滞納者が納税通知書に記載した納付の場所に納付し、又は特別徴収義務者が市町村長の指定した場所に納入したときは、直ちにその旨を電話により県税事務所長に連絡するとともに、「個人の県民税、個人の市町村民税納付（納入）報告書」（様式第 11 号）により報告をする。

イ 県税事務所長は、引き継いだ徴収金について市町村長から納付（入）の報告があった場合には、「個人の県民税、個人の市町村民税に係る特例徴収金整理簿」（様式第 8 号）及び「個人の県民税、個人の市町村民税滞納整理票」（様式第 9 号）に納付（入）金額を書き込

むとともに、市町村に納付（入）された旨を記載する。

（２）滞納処分の手続き

特例により引き継いだ徴収金について、滞納処分の登記（登録を含む。以下同じ。）をする場合、登記の嘱託は県税事務所長名で行うが、登記権利者又は登記義務者の表示は、徴収の引継ぎをした市町村長名とする。

なお、登記を嘱託する県税事務所長が当該嘱託の権限を有する者であることを証する書面として、「個人の県民税、個人の市町村民税に係る徴収金引継書」（様式第 3 号の 1、当該滞納者に係る「別表」を添付すること。）の写しに、徴収の引継ぎをした旨の市町村徴税吏員の証明を受け嘱託書に添付する。（「道府県による個人の住民税の徴収について（H17. 4. 1 総税市第 29 号総務省自治税務局市町村税課長通知）」を参照）

（３）現年度課税分の引継ぎ

引継ぎに係る滞納者が引継期間中に現年度課税分の個人住民税を滞納した場合には、市町村長は県税事務所長に協議し、協議が整った場合第 5（３）から（５）により引継ぎの処理を行う。

（４）滞納者への納税証明書の交付

引継期間中に滞納者から納税証明書の交付申請があった場合、市町村長は納付の有無を電話により県税事務所長に確認する。

（市町村長への引継ぎ）

第 8 引継期間を終了した場合、県税事務所長は滞納処分を続行するものを除き、以下の手続きにより市町村長へ徴収金の引継ぎを行う。

ただし、第 3 による協議の結果、滞納処分を続行するものとして市町村への引継ぎを行わないものについては、「個人の県民税、個人の市町村民税の滞納処分の続行通知書」（様式第 18 号）を交付する。

（１）徴収金の引継ぎ

ア 県税事務所長は、「個人の県民税、個人の市町村民税に係る徴収金引継書（返還用）」（様式第 12 号の 1）に「個人の県民税、個人の市町村民税に係る特例徴収金整理簿」（様式第 8 号）及び「個人の県民税、個人の市町村民税滞納整理票」（様式第 9 号）の写しを添付し、市町村長に交付する。

また、「個人の県民税、個人の市町村民税の徴収及び滞納処分通知書」（様式第 13 号）により引継期間に行った徴収及び滞納処分の状況を通知する。

イ 市町村長はアの引継ぎを受けたときは、「個人の県民税、個人の市町村民税に係る徴収金引受書（返還用）」（様式第 12 号の 2）を県税事務所長あて交付する。

（２）差押財産等の引継ぎ

引継期間中に滞納処分を行った徴収金で、当該期間中に完結しない場合の差押財産等の引継ぎは、以下の手続きにより行う。

ア 県税事務所長が占有している差押財産（動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは

小型船舶に限る。)がある場合の引継ぎは、差押関係書類引渡書(返還用)(正・副)(様式第 14 号)及び差押財産引渡通知書(返還用)(正・副)(様式第 15 号)を作成し、差押関係書類とともに市町村長に引き渡すことにより行う。この場合において、市町村の徴税吏員は差押関係書類引渡書(返還用)(副)及び差押財産引渡通知書(返還用)(副)に署名(記名を含む。)押印した上でこれらの書類を返還する。

イ アの場合以外の差押財産等の引継ぎは、差押関係書類引渡書(返還用)(正・副)を作成し、差押関係書類を市町村長に引き継ぐことにより行う。この場合において、市町村の徴税吏員は、差押関係書類引渡書(返還用)(副)に署名(記名を含む。)押印した上でこの書類を返還する。

ウ イの規定により差押財産の引継ぎを行う場合において、滞納者等若しくは第三者に保管させている差押財産又は第三債務者のある差押財産があるときは、差押財産引継通知書(様式第 16 号)により、差押財産を保管する者又は第三債務者に対して、これらの差押財産を市町村長に引き継いだことを通知する。

(3) 滞納者への通知

市町村長は(1)の引継ぎを受けたときは、遅滞なくその旨を「個人の市町村民税、個人の県民税の徴取引継通知書(市町村用)」(様式第 17 号)により滞納者に通知する。

(徴収取扱費)

第 9 県税事務所長が特例により徴収した平成 18 年度以前の徴収金については、県税条例第 26 条に規定する徴収取扱費の額の算定の対象から除く。

ただし、引継期間中(滞納処分を続行したものについては当該続行期間中。)に市町村に納付(入)のあった金額についてはこの限りではない。

(総合県税事務所長への報告)

第 10 県税事務所長は、特例による徴収を実施した場合(平成 18 年度以前の徴収金の払込みを含むものに限る)には、第 6 (2)で市町村長に通知した「個人の県民税、個人の市町村民税払込通知書」(様式第 10 号)の写しを、徴収した翌月の 10 日までに総合県税事務所長に送付する。

(その他)

第 11 この要綱に定めのない事項については、県税事務所長と市町村長が適宜協議をする。

(実施期日)

第 12 この要綱は、平成 21 年 11 月 10 日から実施する。

2 軽油特別調査班設置要綱

平成6年3月24日付け5税第374号通達

平成9年4月1日付け9税第11号一部改正

平成15年(2003年)4月1日付け15税第3号一部改正

平成16年(2004年)10月29日付け16税第262号一部改正

平成18年(2006年)4月1日付け18税第1号一部改正

平成18年(2006年)11月1日付け18税第225号一部改正

平成21年(2009年)4月1日付け21税第11号一部改正

平成23年(2011年)4月1日付け23税第4号一部改正

平成24年(2012年)4月2日付け24税第5号一部改正

平成26年(2014年)4月1日付け26税第2号一部改正

平成27年(2015年)4月1日付け27税第1号一部改正

平成29年(2017年)3月28日付け28税第401号一部改正

平成30年(2018年)3月27日付け29税第486号一部改正

(趣旨)

第1 この要綱は、軽油引取税の不正混和軽油等に係る調査を広域的かつ専門的に行うため、軽油特別調査班(以下「特別調査班」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2 特別調査班は、総務部税務課内に置く。

2 特別調査班は、課長補佐、課税係長、課税係員(軽油引取税担当)、軽油調査員及び班員(以下「軽油調査員等」という。)をもって編成する。

3 県税事務所を本務とする軽油調査員等は、県税事務所長の推薦により、総務部税務課から兼務を発令されるものとする。

(統括班長等)

第3 特別調査班に統括班長を1名置き、課長補佐の職にある職員をもって充てる。

2 特別調査班に副統括班長を1名置き、課税係長の職にある職員をもって充てる。

3 統括班長は、特別調査班を統括し、副統括班長は、統括班長を補佐する。

(業務)

第4 特別調査班は、軽油引取税の不正混和軽油等による脱税を防止し、課税の適正、公平を図るための業務を行うものとする。

(軽油特別調査班会議)

第5 統括班長は、必要に応じて軽油特別調査班会議を招集することができる。

(実施要領)

第6 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

(実施期日)

第7 この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

軽油特別調査班設置要綱実施要領

平成 9 年 4 月 1 日付け 9 税第 12 号通知

平成 10 年 4 月 1 日付け 10 税第 8 号一部改正

平成 15 年（2003 年） 4 月 1 日付け 15 税第 3 号一部改正

平成 18 年（2006 年） 4 月 1 日付け 18 税第 1 号一部改正

平成 18 年（2006 年） 11 月 1 日付け 18 税第 225 号一部改正

平成 21 年（2009 年） 4 月 1 日付け 21 税第 11 号一部改正

平成 23 年（2011 年） 4 月 1 日付け 23 税第 4 号一部改正

平成 26 年（2014 年） 4 月 1 日付け 26 税第 3 号一部改正

平成 29 年（2017 年） 3 月 28 日付け 28 税第 401 号一部改正

平成 30 年（2018 年） 3 月 27 日付け 29 税第 486 号一部改正

（趣旨）

第 1 この実施要領は、軽油特別調査班設置要綱（以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第 2 要綱第 4 に規定する業務は、次のとおりとする。

- (1) 地方税法に基づく犯則事件の調査及び処分
- (2) 他都道府県との連携を要するなど、広域的又は大規模な調査を行う必要があるもの
- (3) その他、軽油引取税に係る調査及び申告指導のうち、特別調査班が行うことが適当と統括班長（要綱第 3 第 1 項に規定する「統括班長」をいう。以下同じ。）が認めるもの

2 前項の調査等の実施に当たっては、統括班長の指揮監督下において実施するものとする。

（軽油特別調査班会議）

第 3 要綱第 5 に定める軽油特別調査班会議（以下「会議」という。）は、要綱第 2 第 2 項に掲げる者をもって構成する。

2 統括班長は、次に掲げる場合に会議を招集する。

- (1) 軽油調査員等 から検討すべき案件が報告された場合
- (2) その他、会議を招集する必要があると認める場合

3 統括班長は、必要に応じて総務部税務課職員、県税事務所職員及びその他統括班長が必要と認める者を会議に出席させ、報告及び意見を求めることができる。

（調査状況報告）

第 4 軽油調査員等は、統括班長及び課税権を有する県税事務所長に対し、毎月 10 日までに前月分の調査状況を調査報告書（別紙様式 1）により報告するほか、調査及び申告指導の実施に当たっての問題点等について、統括班長に対して随時報告（任意様式）を行うものとする。

（実施期日）

第 5 この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

2 軽油特別調査班設置要綱の制定に伴う取扱いについて（平成 6 年 3 月 28 日付け総務部長通知）は廃止する。

3 家 屋 評 価 班 設 置 要 綱

平成15年（2003年）3月25日付け14税第440号 通 達
平成17年（2005年）4月1日付け17税第 3号一部改正
平成18年（2006年）4月1日付け18税第 2号一部改正
平成18年（2006年）11月1日付け18税第224号一部改正
平成21年（2009年）4月1日付け21税第 3号一部改正
平成23年（2011年）4月1日付け23税第 38号一部改正
平成26年（2014年）9月26日付け26税第264号一部改正
平成29年（2017年）3月28日付け28税第404号一部改正
平成30年（2018年）3月27日付け29税第492号一部改正
令和2年（2020年）4月1日付け2税第 20号一部改正

（趣 旨）

第1 この要綱は、不動産取得税に係る課税事務のうち、大規模家屋等の家屋評価事務を専門的に行うとともに、評価技術の向上を図るため、家屋評価班を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

（組 織）

第2 家屋評価班は、総務部税務課内に置く。

2 家屋評価班は、課長補佐、課税係長、課税係員（不動産取得税担当）、家屋評価員及び班員（以下「家屋評価員等」という。）をもって編成する。

3 総務部税務課を本務とする家屋評価員等は、別表左欄の県税事務所（以下「駐在場所」という。）に駐在し、別表右欄の区域を担当する。

4 県税事務所を本務とする家屋評価員等は、駐在場所県税事務所長の推薦により、総務部税務課から兼務を発令されるものとする。

（統括班長等）

第3 家屋評価班に統括班長を1名置き、課長補佐の職にある職員をもって充てる。

2 家屋評価班に副統括班長を1名置き、課税係長の職にある職員をもって充てる。

3 統括班長は、家屋評価班を統括し、副統括班長は、統括班長を補佐する。

4 駐在場所に担当班長を置き、総務部税務課を本務とする職員をもって充てる。

5 担当班長は、駐在場所の家屋評価員等を統括する。

（業 務）

第4 家屋評価班は、次の事務を行うものとする。

(1) 大規模家屋（延床面積が概ね1,500㎡以上）の評価事務に関すること。

(2) 大型チェーン店の評価事務に関すること。

(3) その他評価が困難な家屋の評価事務に関すること。

(4) 家屋評価に係る審査請求の検証に関すること。

(5) 家屋評価研修に関すること。

(6) 家屋評価計算システムの保守等に関すること。

(7) 家屋評価技術の向上に関すること。

(8) 県税事務所が行う不動産取得税の課税事務。

（家屋評価班会議）

第5 統括班長は、必要に応じて家屋評価班会議を招集することができる。

（実施要領）

第6 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

（実施期日）

第7 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

別表

駐在場所	担 当 地 区
総合県税事務所	総合県税事務所の管轄区域及び 東信県税事務所の管轄区域
東信県税事務所	東信県税事務所の管轄区域及び 総合県税事務所の管轄区域
南信県税事務所	南信県税事務所の管轄区域及び 中信県税事務所の管轄区域
中信県税事務所	中信県税事務所の管轄区域及び 南信県税事務所の管轄区域

家屋評価班家屋評価事務実施要領

平成 15 年（2003 年） 3 月 25 日付け 14 税第 440 号通達
平成 17 年（2005 年） 4 月 1 日付け 17 税第 3 号一部改正
平成 18 年（2006 年） 4 月 1 日付け 18 税第 2 号一部改正
平成 18 年（2006 年） 11 月 1 日付け 18 税第 224 号一部改正
平成 20 年（2008 年） 4 月 1 日付け 20 税第 6 号一部改正
平成 21 年（2009 年） 4 月 1 日付け 21 税第 3 号一部改正
平成 23 年（2011 年） 4 月 1 日付け 23 税第 38 号一部改正
平成 26 年（2014 年） 9 月 26 日付け 26 税第 264 号一部改正
平成 29 年（2017 年） 3 月 28 日付け 28 税第 404 号一部改正
平成 30 年（2018 年） 3 月 27 日付け 29 税第 492 号一部改正

（趣 旨）

第 1 この要領は、家屋評価班設置要綱（以下「要綱」という。）のうち、家屋評価事務の施行について必要な事項を定めるものとする。

（担当範囲）

第 2 家屋評価員及び班員（以下「家屋評価員等」という。）は、要綱第 2 第 3 項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、他の担当区域の家屋評価事務を行うことができる。

（大規模家屋等の家屋評価事務事前処理）

第 3 要綱別表左欄の駐在場所の県税事務所長は、要綱第 4 第 1 号から第 3 号の規定に該当すると認められる大規模家屋等（前年 1 2 月末日までに完成した家屋を除く。）について、「大規模家屋等評価予定一覧表」（様式第 1 号）を作成し、家屋評価班に報告する。

作成した「大規模家屋等評価予定一覧表」に追加又は変更があった場合は、随時、家屋評価班に報告する。

2 担当班長は、前項により作成された「大規模家屋等評価予定一覧表」に「評価予定時期」など必要事項を記載し統括班長に報告する。

（大規模家屋等の家屋評価）

第 4 家屋評価員等は、「大規模家屋等評価予定一覧表」に基づき、評価対象家屋の現地調査及び評点数の算出を行う。

2 評点数の算出は、課税所の県税事務所長の意見を聞いて行う。

3 担当班長は、評点数の算出が終了したものについて、部分別評点算出表、図面等を課税所の県税事務所長に送付する。

4 担当班長は、「大規模家屋等評価予定一覧表」に基づき、大規模家屋等の評価の進捗管理を行う。

（県税事務所への支援等）

第 5 家屋評価班は、県税事務所職員の評価技術の向上を図るために必要な支援を行う。

2 家屋評価班は、県税事務所が行う不動産取得税の課税事務を行う。

（家屋評価班会議）

第 6 要綱第 5 に定める家屋評価班会議（以下「会議」という。）は、要綱第 2 第 2 項に掲げる者をもって構成する。

2 統括班長は、必要に応じて、総務部税務課、県税事務所の職員及びその他統括班長が必要と認める者を会議に出席させ、報告及び意見を求めることができる。

（評価状況報告）

第 7 担当班長は、月分の評価状況を取りまとめ、翌月 5 日までに「大規模家屋等評価状況報告書」（様式第 2 号）により統括班長に報告する。

（実施期日）

第 8 この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から実施する。

4 外形標準課税調査班設置要綱

平成 30 年 3 月 23 日付け 29 税第 482 号通達
令和 3 年 3 月 8 日付け 2 税第 517 号一部改正

(趣 旨)

第 1 この要綱は、法人県民税、法人事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税に係る課税事務（以下「法人課税事務」という。）のうち、資本金又は出資金が 1 億円を超える県内に本店を有する法人（以下「県内本店外形法人」という。）の申告等の調査を専門的に行うとともに、県税事務所が行う地方税法第 72 条の 41 の適用をうける法人（以下「自主決定法人」という。）に対する課税及び調査技術の向上を図るため、外形標準課税調査班（以下「外形調査班」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 外形調査班は、総務部税務課内に置く。

- 2 外形調査班は、課長補佐、課税係長、課税係員（法人課税事務担当）、外形標準課税調査員及び班員（以下「外形調査員等」という。）をもって編成する。
- 3 別表左欄の県税事務所を本務とする外形調査員等は、担当する区域を別表右欄のとおりとする。
- 4 県税事務所を本務とする外形調査員等は、当該県税事務所の推薦により、総務部税務課から兼務を発令されるものとする。

(統括班長等)

- 第 3 外形調査班に統括班長を 1 名置き、課長補佐の職にある職員をもって充てる。
- 2 外形調査班に副統括班長を 1 名置き、課税係長の職にある職員をもって充てる。
 - 3 統括班長は外形調査班を統括し、副統括班長は、統括班長を補佐する。

(業 務)

第 4 外形調査班は、次の事務を行うものとする。

- (1) 県内本店外形法人の調査事務に関すること。
- (2) 県税事務所が行う自主決定法人の課税及び調査事務に係る必要な支援に関すること。
- (3) 法人課税事務についての研修に関すること。

(外形調査班会議)

第 5 統括班長は、必要に応じて外形標準課税調査班会議を招集することができる。

(実施要領)

第 6 この要綱で定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、実施要領で定める。

(実施期日)

第 7 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

(別 表)

県税事務所	担 当 区 域
総合県税事務所	総合県税事務所の管轄区域
東信県税事務所	東信県税事務所の管轄区域
南信県税事務所	南信県税事務所の管轄区域
中信県税事務所	中信県税事務所の管轄区域

外形標準課税調査班設置要綱実施要領

平成 30 年 3 月 23 日付け 29 税第 482 号通達

令和 3 年 3 月 8 日付け 2 税第 517 号一部改正

(趣 旨)

第 1 この要領は、外形標準課税調査班設置要綱（以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(担当区域)

第 2 外形調査員等は、要綱第 2 第 3 項の規定に関わらず、特別の事情があるときは、他の担当区域の事務を行うことができる。

(業 務)

第 3 要綱第 4 第 1 号に規定する業務は、地方税法第 26 条及び第 72 条の 7 の規定に基づき行う調査とする。

2 外形調査員等が前項の調査を実施した際は、調査結果の復命を行い、調査対象法人の主たる事務所の所在地を管轄する県税事務所長の決裁を受けるものとする。

3 外形調査班は、県税事務所が行う自主決定法人の課税及び調査事務に係る技術の向上を図るために、研修その他必要な支援を行う。

(外形調査班会議)

第 4 要綱第 5 に定める外形標準課税調査班会議（以下「会議」という。）は、要綱第 2 第 2 項に掲げる者をもって構成する。

2 統括班長は、必要に応じて総務部税務課、県税事務所の職員及びその他統括班長が必要と認める者を会議に出席させ、報告及び意見を求めることができる。

(実施期日)

第 5 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

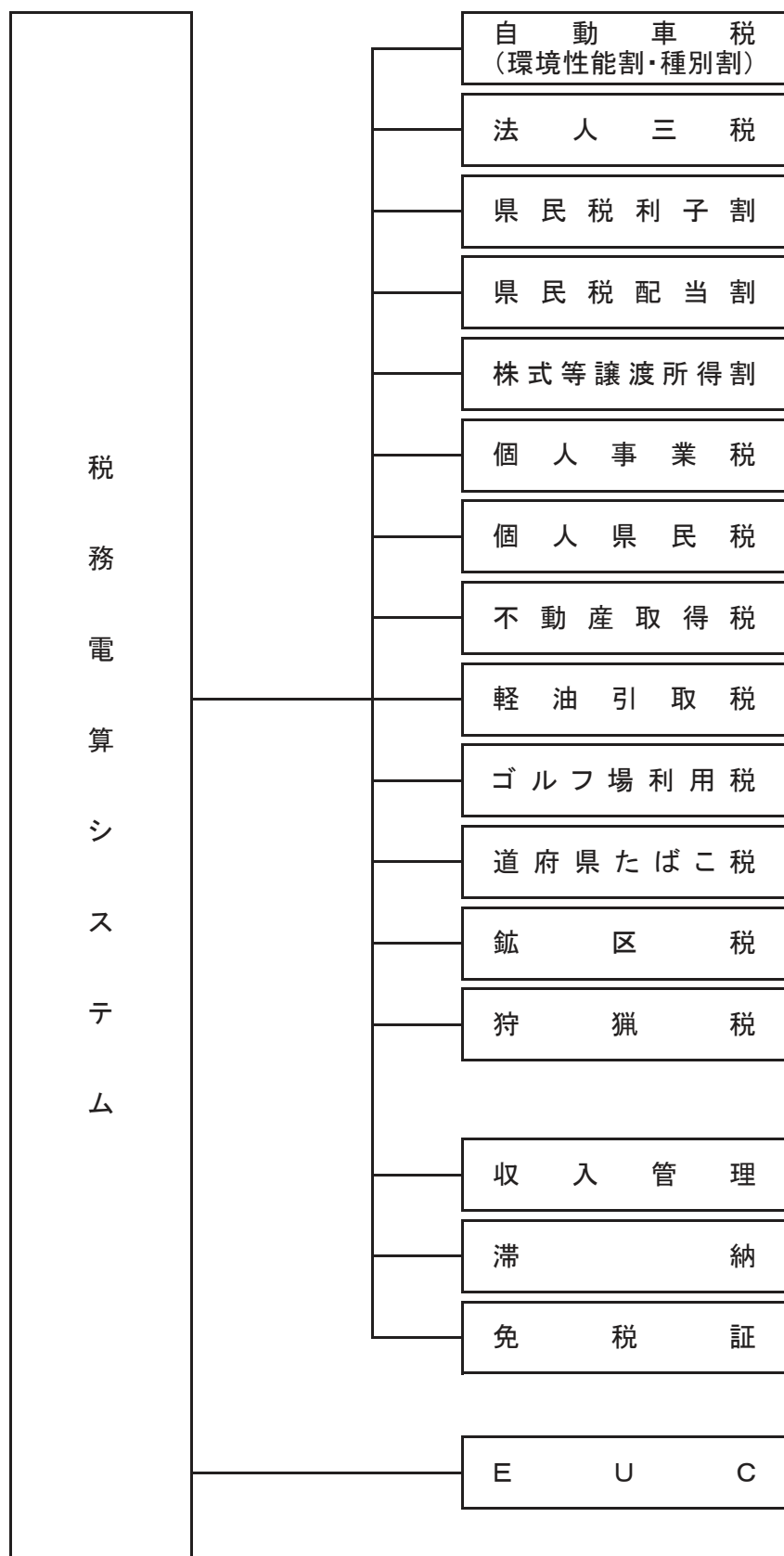
5 税 務 事 務 電 算 処 理 概 要

(1) 税務事務電算化の経緯

年 月	概 要
昭和45年 4 月	自動車税 電算事務処理開始
昭和56年 4 月	法人県民税・法人事業税 電算事務処理開始
昭和57年 4 月	料理飲食等消費税 電算事務処理開始
昭和60年 4 月	税務事務電算化プロジェクトチーム設置
昭和61年 4 月	税務事務総合オンラインシステム開発担当専任職員配置
昭和62年 2 月	自動車税オンラインシステム 運用開始
昭和62年 4 月	税務事務総合オンラインシステム 第1次開発着手
平成 2 年 4 月	税務事務総合オンラインシステム 第1次開発分運用開始 税務事務総合オンラインシステム 第2次開発着手
平成 4 年 4 月	税務事務総合オンラインシステム 第2次開発分運用開始
平成13年 4 月	税務電算システム整備着手 (税務事務総合オンラインシステムと自動車税オンラインシステムの統合)
平成15年 4 月	税務電算システム運用開始 (税務事務総合オンラインシステムと自動車税オンラインシステムの統合による)
平成15年11月	外形標準課税導入に伴う法人二税サブシステム改修着手
平成16年10月	外形標準課税導入に伴う法人二税サブシステム運用開始
平成18年1月	地方税電子申告審査システム運用開始 (法人二税)
平成18年10月	諏訪ナンバー追加に伴う自動車税システム改修終了、運用開始
平成20年 4 月	自動車税コンビニ収納運用開始
平成20年 9 月	長野県森林づくり県民税導入に伴う運用開始
平成20年11月	地方法人特別税導入に伴う法人二税サブシステム改修着手
平成21年 4 月	身体障害者等に対する減免制度の改正に伴う自動車二税運用開始
平成21年11月	地方法人特別税導入に伴う法人二税サブシステム運用開始
平成21年12月	滞納整理システム運用開始 (個人事業税・法人二税・不動産取得税・自動車税)
平成23年 1 月	国税連携システム運用開始 (個人事業税)
平成24年 7 月	ホストコンピュータアウトソーシングによる運用開始

平成25年 4 月	税務基幹連携システム運用開始（法人二税・個人事業税）
平成26年 7 月	税務電算システム再構築着手
平成27年12月	自動車税納税確認システム（JNKS）へのデータ連携開始
平成28年 8 月	地方税電子申告審査システム ASPサービスによる運用開始
平成29年 7 月	ホストマシンを廃止。滞納整理システムを統合した新税務電算システム運用開始
平成30年12月	国税連携システム ASPサービスによる運用開始
令和 2 年 1 月	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（O S S）の運用開始

(2) 電算処理システム体系



(3) 電算処理内容

税 目 名	オンライン処理内容	バッチ処理内容
法 人 二 税	法人情報登録 税理士登録 申告データ入力 調査資料入力 調定取消入力 法人検索照会 法人情報照会 課税情報照会 調定情報照会 事業年度情報入力	調定確定処理 不申告法人・未処理法人リスト作成 課税標準額等の調査書作成 電子申告データ取込み処理 国税データマッチング処理 申告書プレプリント 各種統計資料作成 更正決定是認処理 法人名簿作成 交付税資料作成 総務省報告資料作成 調定見込み資料作成
個 人 事 業 税	個人情報入力 課税情報入力 個人情報照会 課税状況照会 調査資料入力 納税通知書返戻入力 課税台帳作成	調定確定処理 国税連携データ登録 課税台帳作成 各種データ（新規・未処理等）抽出処理 定期調定分納税通知書、後期分納付書作成 一括口座振替データ作成 個人名簿作成 調定見込み資料作成 交付税資料作成 総務省報告資料作成
不 動 産 取 得 税	課税データの登録 課税データの変更入力 譲渡者情報の変更入力 取得物件情報の変更入力 訂正・減額入力 名寄せ照会 課税状況照会 取得者情報、譲渡者情報、取得物件情報照会	収集資料のチェック登録処理 価格決定処理 各種統計資料作成 調定処理 保留データ一覧表作成 総務省報告資料作成 見込み資料作成 名寄せ検索合算リスト作成
ゴルフ場利用税	特徴者情報登録 等級決定情報入力 申告データ入力 申告是認、更正決定入力 ゴルフ場検索照会 特徴者情報照会 課税処分、課税処分(履歴)照会	各種統計資料作成 更正決定処理 調定確定処理 報償金算定処理 交付金算定処理 申告書等プレプリント 総務省報告資料作成
軽 油 引 取 税	事業者・事業所データ登録 申告・更正・決定・是認入力 調定取消入力 事業者・事業所の照会 課税状況照会	調定確定処理 各種統計資料作成 総務省報告資料作成 名簿作成 調定見込み資料作成 報償金算定処理

税 目 名	オンライン処理内容	バッチ処理内容
免 税 証	免軽使用者証・免税証交付状況照会 免軽使用者証・免税証交付等登録	
個 人 県 民 税	課税情報登録 調定情報登録 不納欠損情報登録 徴収取扱費交付情報登録 市町村別課税状況照会	当初分調定確定処理 確定分調定確定処理 調定額変更分確定処理 各種統計資料作成 徴収取扱費確定処理 滞納繰越額確定処理
県 民 税 利 子 割 〔 県民税配当割 県民税株式等 譲渡所得割 〕	特徴者情報登録 申告・更正・決定入力 調定取消入力 納期限変更入力 特徴者情報検索・照会 課税処分検索・照会	申告書プレプリント 調定確定処理 更正決定処理 特別徴収義務者営業所リスト作成 総務省報告資料作成 交付金算定処理
県 た ば こ 税	課税情報登録 課税履歴照会	事業者情報登録処理 調定確定処理
鉦 区 税	鉦業権情報登録 増減額・減免情報登録 返戻処理情報登録 課税状況照会	鉦業権者一覧表作成 調定確定処理 交付税資料作成 鉦区面積一覧表作成
狩 猟 税	課税情報登録	課税状況報告書集計表作成 交付税資料作成
自動車税 (環境性能割・種別割)	修正申告情報の登録 更正決定情報の登録 課税履歴照会 課税登録状況照会・修正 納税者名寄せ 分配データ情報照会・修正 申告データ情報登録・修正 各種減額情報登録・修正 除外保留情報登録・修正 納税者情報登録・修正 課税あて名情報登録・修正 随時調定情報登録・修正 納税通知書返戻登録 納税義務者変更 送付先情報登録 納期限等変更 身体障害者等に対する減免照会・登録・修正 自動車税（種別割）継続検査用納税証明書発行 自動車税（種別割）継続検査用納税証明書情報登録 自動車税（種別割）継続検査用納税証明書ストップ登録	期限後申告・不申告者一覧作成 定期課税処理 納税通知書作成 各種統計資料作成 分配データ突合処理 納税者名寄せ処理 各種減免処理 総務省報告資料作成 随時調定処理 納税通知書返戻処理 外部連携データ作成処理 徴収対策関連資料作成 車検切れ車両調査票作成 課税予定データ確認資料作成 除外保留変更登録

税 目 名	オンライン処理内容	バッチ処理内容
収 入 管 理	消込み不能データ修正入力 消込み状況修正入力 延滞金修正 還付充当変更入力 納税者情報登録 消込みデータ登録 電算外税目収入額等の登録 電算外税目還付データ入力 自動車税（種別割）還付通知再交付支払方法変更入力 自動車税（種別割）還付通知返戻入力 自動車税（種別割）督促状・引抜き入力 名寄せ、税目・課税番号、収納状況照会 納税証明書発行 調定収入状況照会 宛名番号検索自動車税（種別割）収納状況一覧 登録番号検索自動車税（種別割）調定情報検索 自動車税（種別割）還付状況照会 自動車税（種別割）催告前納付登録	消込み処理 還付(充当) 整理伝票作成 還付(充当) 一覧表作成 督促状作成 月次統計資料等の作成 決算関係資料等の作成 年次各種資料等の作成 自動車税（種別割）督促状作成 自動車税（種別割）督促状公示送達資料作成
滞 納	滞納管理 催告 自動車税（種別割）催告状引抜き入力 調査結果取込 滞納処分等登録・修正 滞納処分等状況照会 納税義務消滅登録・修正 徴収金内訳書作成	催告書作成 自動車税（種別割）催告状作成 未納データ作成

(4) 端末機台数 (R3. 7. 1現在)

東 信 県 税 事 務 所	2 1 台	中 信 県 税 事 務 所	3 0 台
東 信 県 税 事 務 所 上 田 事 務 所	1 1 台	中 信 県 税 事 務 所 大 町 事 務 所	7 台
南 信 県 税 事 務 所 諏 訪 事 務 所	1 2 台	総 合 県 税 事 務 所	3 0 台
南 信 県 税 事 務 所	1 9 台	総 合 県 税 事 務 所 北 信 事 務 所	7 台
南 信 県 税 事 務 所 飯 田 事 務 所	1 1 台	県 税 務 課	※ 2 7 台
中 信 県 税 事 務 所 木 曾 事 務 所	6 台		
合 計 1 8 1 台			

※自動車税松本分室、長野分室の台数を含む。

6 令和2年度都道府県税決算見込額調

1 合計

(単位：百万円、%)

都道府県名	予 算 額			調 定 額			収 入 額			収入歩合	
	2年度	元年度	前年対比	2年度	元年度	前年対比	2年度	元年度	前年対比	2年度	元年度
北海道	589,300	595,124	99.0	602,378	606,612	99.3	591,592	597,468	99.0	98.2	98.5
青森	144,587	145,305	99.5	148,191	147,672	100.4	146,191	145,875	100.2	98.7	98.8
岩手	127,053	129,240	98.3	130,171	131,662	98.9	127,967	130,018	98.4	98.3	98.8
宮城	292,489	291,830	100.2	297,019	295,536	100.5	292,886	292,035	100.3	98.6	98.8
秋田	90,926	90,426	100.6	93,327	92,535	100.9	91,917	91,459	100.5	98.5	98.8
山形	108,600	110,000	98.7	112,030	111,718	100.3	110,339	110,434	99.9	98.5	98.9
福島	239,271	233,785	102.3	244,591	238,744	102.4	239,803	234,269	102.4	98.0	98.1
茨城	377,778	378,085	99.9	386,643	383,262	100.9	381,278	378,368	100.8	98.6	98.7
栃木	240,000	244,000	98.4	246,420	247,882	99.4	242,551	244,649	99.1	98.4	98.7
群馬	241,740	245,000	98.7	248,393	249,257	99.7	244,596	245,752	99.5	98.5	98.6
埼玉	768,100	763,000	100.7	788,490	780,593	101.0	775,832	768,104	101.0	98.4	98.4
千葉	993,088	963,479	103.1	1,038,206	995,796	104.3	1,019,079	979,749	104.0	98.2	98.4
東京	4,121,522	4,214,351	97.8	4,295,363	4,260,596	100.8	4,239,776	4,222,199	100.4	98.7	99.1
神奈川	1,156,825	1,117,301	103.5	1,180,452	1,131,930	104.3	1,163,850	1,117,554	104.1	98.6	98.7
新潟	257,752	253,120	101.8	261,019	255,429	102.2	258,145	253,278	101.9	98.9	99.2
富山	146,553	141,601	103.5	150,959	144,737	104.3	148,028	142,449	103.9	98.1	98.4
石川	150,506	153,967	97.8	154,915	156,898	98.7	151,834	154,654	98.2	98.0	98.6
福井	111,349	118,524	93.9	117,713	120,780	97.5	116,287	119,564	97.3	98.8	99.0
山梨	91,109	93,529	97.4	93,805	94,690	99.1	92,202	93,587	98.5	98.3	98.8
長野	228,302	233,505	97.8	232,523	236,716	98.2	228,779	234,378	97.6	98.4	99.0
岐阜	238,500	241,600	98.7	249,510	247,785	100.7	242,401	243,764	99.4	97.2	98.4
静岡	451,800	470,000	96.1	467,300	478,680	97.6	456,852	472,984	96.6	97.8	98.8
愛知	1,140,200	1,195,100	95.4	1,174,362	1,213,978	96.7	1,155,265	1,200,555	96.2	98.4	98.9
三重	246,567	248,608	99.2	256,989	257,532	99.8	251,687	254,270	99.0	97.9	98.7
滋賀	163,169	171,790	95.0	170,096	175,420	97.0	165,451	172,202	96.1	97.3	98.2
京都	262,928	275,862	95.3	268,966	278,917	96.4	263,520	275,705	95.6	98.0	98.8
大阪	1,476,654	1,449,343	101.9	1,494,735	1,472,476	101.5	1,476,524	1,459,874	101.1	98.8	99.1
兵庫	700,121	711,843	98.4	719,580	720,267	99.9	709,207	710,589	99.8	98.6	98.7
奈良	121,070	120,600	100.4	123,812	122,998	100.7	121,174	120,762	100.3	97.9	98.2
和歌山	93,137	92,708	100.5	96,093	95,895	100.2	94,672	94,477	100.2	98.5	98.5
鳥取	51,569	54,473	94.7	54,383	54,962	98.9	53,581	54,455	98.4	98.5	99.1
島根	69,005	69,328	99.5	70,693	70,332	100.5	69,909	69,800	100.2	98.9	99.2
岡山	227,728	232,624	97.9	234,478	235,493	99.6	231,106	233,066	99.2	98.6	99.0
広島	324,147	325,939	99.5	333,630	330,648	100.9	327,652	325,795	100.6	98.2	98.5
山口	169,653	175,721	96.5	176,532	182,333	96.8	173,965	180,440	96.4	98.5	99.0
徳島	76,000	75,000	101.3	78,607	77,430	101.5	77,732	76,706	101.3	98.9	99.1
香川	123,048	122,783	100.2	126,279	125,430	100.7	124,755	124,127	100.5	98.8	99.0
愛媛	149,400	151,700	98.5	150,734	152,891	98.6	149,550	151,768	98.5	99.2	99.3
高知	64,637	64,671	99.9	64,888	65,516	99.0	64,242	64,926	98.9	99.0	99.1
福岡	625,531	620,000	100.9	641,942	632,571	101.5	632,201	624,389	101.3	98.5	98.7
佐賀	87,624	89,379	98.0	89,984	91,317	98.5	88,917	90,375	98.4	98.8	99.0
長崎	118,330	119,489	99.0	120,033	121,074	99.1	118,547	119,649	99.1	98.8	98.8
熊本	150,418	156,424	96.2	156,717	160,207	97.8	154,442	158,020	97.7	98.5	98.6
大分	120,260	125,090	96.1	121,973	126,695	96.3	120,381	125,141	96.2	98.7	98.8
宮崎	98,650	98,114	100.5	101,823	100,767	101.0	100,610	99,639	101.0	98.8	98.9
鹿児島	147,338	147,309	100.0	150,277	150,108	100.1	148,438	148,114	100.2	98.8	98.7
沖縄	131,462	135,296	97.2	135,848	138,197	98.3	132,941	136,221	97.6	97.9	98.6
全 国	18,105,794	18,255,967	99.2	18,652,869	18,562,964	100.5	18,368,654	18,343,655	100.1	98.5	98.8

注 百万円未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

2 法人事業税

(単位：百万円、%)

都道府 県 名	予 算 額			調 定 額			収 入 額			収入歩合	
	2 年度	元年度	前年 対比	2 年度	元年度	前年 対比	2 年度	元年度	前年 対比	2 年度	元年度
北海道	115,959	122,880	94.4	119,802	124,527	96.2	117,854	123,966	95.1	98.4	99.5
青 森	22,224	24,040	92.4	23,056	24,386	94.5	22,696	24,360	93.2	98.4	99.9
岩 手	23,793	25,622	92.9	24,992	25,929	96.4	24,390	25,864	94.3	97.6	99.8
宮 城	71,863	74,387	96.6	73,047	74,545	98.0	71,934	74,384	96.7	98.5	99.8
秋 田	17,071	18,086	94.4	17,939	18,239	98.4	17,522	18,225	96.1	97.7	99.9
山 形	19,697	21,889	90.0	20,717	21,986	94.2	20,189	21,966	91.9	97.5	99.9
福 島	52,893	55,322	95.6	54,381	55,995	97.1	53,076	55,368	95.9	97.6	98.9
茨 城	81,048	80,941	100.1	83,174	81,197	102.4	82,243	80,972	101.6	98.9	99.7
栃 木	47,659	53,570	89.0	52,127	53,962	96.6	51,501	53,933	95.5	98.8	99.9
群 馬	51,437	55,819	92.1	52,613	55,682	94.5	51,781	55,476	93.3	98.4	99.6
埼 玉	135,151	138,570	97.5	139,867	141,667	98.7	138,082	141,380	97.7	98.7	99.8
千 葉	127,524	135,860	93.9	135,339	138,015	98.1	130,721	137,536	95.0	96.6	99.7
東 京	1,056,515	1,204,704	87.7	1,122,595	1,213,021	92.5	1,100,209	1,207,510	91.1	98.0	99.5
神奈川	246,903	254,540	97.0	252,775	257,814	98.0	249,563	257,764	96.8	98.7	99.9
新 潟	55,439	57,688	96.1	56,411	57,755	97.7	55,505	57,713	96.2	98.4	99.9
富 山	29,443	30,831	95.5	30,620	31,470	97.3	29,889	31,410	95.2	97.6	99.8
石 川	32,235	36,020	89.5	33,566	36,467	92.0	32,657	36,343	89.9	97.3	99.7
福 井	23,822	27,912	85.3	27,570	29,104	94.7	27,240	29,069	93.7	98.8	99.9
山 梨	18,637	22,242	83.8	20,070	22,391	89.6	19,520	22,346	87.4	97.3	99.8
長 野	46,975	53,065	88.5	48,750	53,312	91.4	47,089	53,208	88.5	96.6	99.8
岐 阜	44,042	49,065	89.8	47,677	50,761	93.9	45,024	50,641	88.9	94.4	99.8
静 岡	107,929	124,375	86.8	115,458	126,301	91.4	110,826	126,137	87.9	96.0	99.9
愛 知	289,000	324,400	89.1	307,335	324,339	94.8	302,251	324,975	93.0	98.3	100.2
三 重	50,296	53,720	93.6	53,554	53,758	99.6	51,539	53,680	96.0	96.2	99.9
滋 賀	37,801	45,169	83.7	40,795	45,442	89.8	39,561	45,388	87.2	97.0	99.9
京 都	72,729	81,944	88.8	76,791	81,116	94.7	74,747	80,877	92.4	97.3	99.7
大 阪	354,248	384,592	92.1	361,514	387,950	93.2	357,355	388,394	92.0	98.8	100.1
兵 庫	133,317	147,340	90.5	138,921	146,446	94.9	137,085	146,110	93.8	98.7	99.8
奈 良	18,536	19,158	96.8	18,941	19,730	96.0	18,470	19,694	93.8	97.5	99.8
和歌山	16,930	18,565	91.2	18,221	19,353	94.2	17,796	19,321	92.1	97.7	99.8
鳥 取	9,656	11,383	84.8	11,073	11,417	97.0	10,719	11,400	94.0	96.8	99.8
島 根	14,239	16,040	88.8	15,107	16,238	93.0	14,819	16,207	91.4	98.1	99.8
岡 山	45,305	51,402	88.1	46,627	52,298	89.2	45,700	52,219	87.5	98.0	99.8
広 島	77,215	81,997	94.2	79,538	83,177	95.6	78,148	82,997	94.2	98.3	99.8
山 口	32,605	36,203	90.1	34,320	36,977	92.8	33,546	36,940	90.8	97.7	99.9
徳 島	16,829	16,765	100.4	18,135	17,444	104.0	17,983	17,346	103.7	99.2	99.4
香 川	26,291	27,839	94.4	28,295	28,928	97.8	27,971	28,878	96.9	98.9	99.8
愛 媛	32,693	35,775	91.4	33,034	35,894	92.0	32,780	35,840	91.5	99.2	99.8
高 知	11,714	12,792	91.6	11,835	12,866	92.0	11,702	12,836	91.2	98.9	99.8
福 岡	136,718	141,636	96.5	141,181	145,390	97.1	138,888	144,702	96.0	98.4	99.5
佐 賀	16,720	18,908	88.4	18,170	19,618	92.6	18,020	19,580	92.0	99.2	99.8
長 崎	23,388	23,562	99.3	23,591	23,611	99.9	23,461	23,584	99.5	99.4	99.9
熊 本	31,622	33,812	93.5	33,906	34,712	97.7	33,480	34,597	96.8	98.7	99.7
大 分	22,397	25,229	88.8	22,779	25,426	89.6	22,484	25,250	89.0	98.7	99.3
宮 崎	18,075	19,682	91.8	19,560	20,588	95.0	19,355	20,492	94.5	99.0	99.5
鹿児島	26,054	27,732	93.9	26,840	27,813	96.5	26,664	27,717	96.2	99.3	99.7
沖 縄	27,797	30,052	92.5	28,966	30,638	94.5	28,252	30,525	92.6	97.5	99.6
全 国	3,970,433	4,353,127	91.2	4,161,572	4,395,694	94.7	4,082,286	4,385,121	93.1	98.1	99.8

7 税 目 別 決 算 見 込 額 (全)

年 度 税 目	29						30					
	調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合	調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合
県 民 税	6,345,076	103.5	6,138,129	104.2	33.4	96.7	5,876,969	92.6	5,697,595	92.8	31.1	96.9
個 人	5,519,846	103.6	5,316,440	104.4	28.9	96.3	4,982,645	90.3	4,806,925	90.4	26.2	96.5
(均等割および所得割)	5,162,064	100.8	4,958,658	101.4	27.0	96.1	4,716,138	91.4	4,540,418	91.6	24.8	96.3
(配当割)	175,726	137.1	175,726	137.1	1.0	100.0	144,694	82.3	144,694	82.3	0.8	100.0
(株式等譲渡所得割)	182,056	237.9	182,056	237.9	1.0	100.0	121,813	66.9	121,813	66.9	0.7	100.0
法 人	765,915	101.0	762,374	101.2	4.1	99.5	838,516	109.5	834,862	109.5	4.6	99.6
利 子 割	59,315	133.4	59,315	133.4	0.3	100.0	55,808	94.1	55,808	94.1	0.3	100.0
事 業 税	4,202,977	98.2	4,193,928	98.4	22.8	99.8	4,463,914	106.2	4,450,479	106.1	24.3	99.7
個 人	207,795	101.9	202,482	102.3	1.1	97.4	212,498	102.3	207,353	102.4	1.1	97.6
法 人	3,995,182	98.0	3,991,446	98.2	21.7	99.9	4,251,416	106.4	4,243,126	106.3	23.2	99.8
地 方 消 費 税	4,735,276	100.7	4,735,276	100.7	25.7	100.0	4,815,475	101.7	4,815,475	101.7	26.3	100.0
譲 渡 割	3,597,871	99.8	3,597,871	99.8	19.6	100.0	3,583,746	99.6	3,583,746	99.6	19.6	100.0
貨 物 割	1,137,405	103.8	1,137,405	103.8	6.2	100.0	1,231,729	108.3	1,231,729	108.3	6.7	100.0
不 動 産 取 得 税	422,145	101.7	406,547	102.5	2.2	96.3	418,174	99.1	403,623	99.3	2.2	96.5
県 た ば こ 税	140,948	94.7	140,948	94.7	0.8	100.0	138,945	98.6	138,941	98.6	0.8	100.0
ゴ ル フ 場 利 用 税	44,799	97.3	44,728	97.4	0.2	99.8	43,380	96.8	43,322	96.9	0.2	99.9
自 動 車 取 得 税	189,695	129.9	189,680	129.9	1.0	100.0	198,239	104.5	198,230	104.5	1.1	100.0
軽 油 引 取 税	961,160	101.7	948,699	101.7	5.2	98.7	970,213	100.9	958,388	101.0	5.2	98.8
自 動 車 税	1,557,321	100.1	1,540,464	100.4	8.4	98.9	1,564,713	100.5	1,550,446	100.6	8.5	99.1
自 動 車 税 (～ 2019.9)	1,557,321	100.1	1,540,464	100.4	8.4	98.9	1,564,713	100.5	1,550,446	100.6	8.5	99.1
環 境 性 能 割												
種 別 割												
飲 区 税	347	99.9	332	100.2	0.0	95.7	340	97.9	327	98.4	0.0	96.2
固 定 資 産 税	4,430	158.6	4,430	158.6	0.0	100.0	10,890	245.8	10,890	245.8	0.1	100.0
法 定 外 普 通 税	42,884	107.5	42,884	107.5	0.2	100.0	47,909	111.7	47,909	111.7	0.3	100.0
狩 猟 税	848	99.2	848	99.2	0.0	100.0	1,663	196.1	1,663	196.1	0.0	100.0
法 定 外 目 的 税	10,070	108.2	9,731	108.7	0.1	96.6	11,011	109.3	10,670	109.6	0.1	96.9
旧 法 に よ る 税	795	71.6	31	99.8	0.0	3.9	653	82.1	33	106.3	0.0	5.1
計	18,658,771	101.3	18,396,655	101.6	100.0	98.6	18,562,485	99.5	18,327,990	99.6	100.0	98.7

注 百万円未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

国計・平成29年度～令和２年度)

元						2						
調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合	調定	前年対比	収入	前年対比	構成比	収入歩合	
5,823,312	99.1	5,661,124	99.4	30.9	97.2	5,660,225	97.2	5,502,528	97.2	30.0	97.2	県民税
4,968,292	99.7	4,809,631	100.1	26.2	96.8	5,066,902	102.0	4,921,971	102.3	26.8	97.1	個人
4,702,895	99.7	4,544,233	100.1	24.8	96.6	4,738,444	100.8	4,593,513	101.1	25.0	96.9	(均等割および所得割)
167,027	115.4	167,028	115.4	0.9	100.0	152,196	91.1	152,195	91.1	0.8	100.0	(配当割)
98,371	80.8	98,371	80.8	0.5	100.0	176,263	179.2	176,263	179.2	1.0	100.0	(株式等譲渡所得割)
824,720	98.4	821,198	98.4	4.5	99.6	560,750	68.0	548,017	66.7	3.0	97.7	法人
30,300	54.3	30,295	54.3	0.2	100.0	32,573	107.5	32,540	107.4	0.2	99.9	利子割
4,612,533	103.3	4,596,554	103.3	25.1	99.7	4,382,991	95.0	4,298,256	93.5	23.4	98.1	事業税
216,839	102.0	211,433	102.0	1.2	97.5	221,419	102.1	215,970	102.1	1.2	97.5	個人
4,395,694	103.4	4,385,121	103.3	23.9	99.8	4,161,572	94.7	4,082,286	93.1	22.2	98.1	法人
4,795,548	99.6	4,795,548	99.6	26.1	100.0	5,423,752	113.1	5,423,752	113.1	29.5	100.0	地方消費税
3,522,531	98.3	3,522,531	98.3	19.2	100.0	4,051,027	115.0	4,051,027	115.0	22.1	100.0	譲渡割
1,273,017	103.4	1,273,017	103.4	6.9	100.0	1,372,725	107.8	1,372,725	107.8	7.5	100.0	貨物割
417,732	99.9	404,198	100.1	2.2	96.8	391,298	93.7	374,327	92.6	2.0	95.7	不動産取得税
139,536	100.4	139,535	100.4	0.8	100.0	133,489	95.7	133,459	95.6	0.7	100.0	県たばこ税
43,133	99.4	43,075	99.4	0.2	99.9	39,965	92.7	39,361	91.4	0.2	98.5	ゴルフ場利用税
103,870	52.4	103,867	52.4	0.6	100.0	5	0.0	4	0.0	0.0	80.0	自動車取得税
958,531	98.8	944,819	98.6	5.2	98.6	922,074	96.2	910,131	96.3	5.0	98.7	軽油引取税
1,601,051	102.3	1,588,140	102.4	8.7	99.2	1,633,605	102.0	1,622,884	102.2	8.8	99.3	自動車税
1,543,291	98.5	1,530,396	98.7	8.3	99.2	8,334	0.5	3,403	0.2	0.0	40.8	自動車税(～2019.9)
45,847	皆増	45,844	皆増	0.3	100.0	93,235	203.4	93,220	203.3	0.5	100.0	環境性能割
11,913	皆増	11,900	皆増	0.1	99.9	1,532,035	12860.2	1,526,261	12,825.7	8.3	99.6	種別割
338	99.3	327	99.9	0.0	96.7	328	97.0	319	97.5	0.0	97.3	鉱区税
7,995	73.4	7,995	73.4	0.0	100.0	9,383	117.4	9,383	117.4	0.1	100.0	固定資産税
46,385	96.8	46,385	96.8	0.3	100.0	45,152	97.3	45,170	97.4	0.2	100.0	法定外普通税
767	46.1	767	46.1	0.0	100.0	748	97.5	729	95.0	0.0	97.5	狩猟税
11,620	105.5	11,283	105.7	0.1	97.1	8,181	70.4	7,825	69.4	0.0	95.6	法定外目的税
610	93.4	38	115.0	0.0	6.2	1,673	274.3	526	1,384.0	0.0	31.4	旧法による税
18,562,964	100.0	18,343,655	100.1	100.0	98.8	18,652,869	100.5	18,368,654	100.1	100.0	98.5	計

8 令和2年度地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳《通常収支分》

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は89兆8,060億円であり、前年度に比し、9,337億円（1.0％）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

				(単位 億円)	
区	分	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I 地 方	税	382,704	409,366	△ 26,662	△ 6.5
II 地 方	譲与税	18,462	26,086	△ 7,624	△ 29.2
1 地 方	揮発油譲与税	2,292	2,389	△ 97	△ 4.1
2 石 油	ガス譲与税	45	63	△ 18	△ 28.6
3 自 動 車	重量譲与税	2,806	2,845	△ 39	△ 1.4
4 航 空 機	燃料譲与税	178	154	24	15.6
5 特 別 と ん	譲与税	114	126	△ 12	△ 9.5
6 森 林 環 境	譲与税	400	400	0	0.0
7 特 別 法 人 事 業	譲与税	12,627	20,109	△ 7,482	△ 37.2
III 地 方 特 例	交付金等	3,577	2,007	1,570	78.2
IV 地 方	交付税	174,385	165,882	8,503	5.1
V 国 庫	支出金	147,631	152,157	△ 4,526	△ 3.0
1 義 務 教 育 職 員	給与費負担金	15,164	15,221	△ 57	△ 0.4
2 そ の 他 普 通 補 助	負担金等	103,371	103,433	△ 62	△ 0.1
(ア) 生 活 扶 助 費 等	負担金	13,308	13,298	10	0.1
(イ) 医 療 扶 助 費 等	負担金	14,533	14,549	△ 16	△ 0.1
(ウ) 介 護 扶 助 費 等	負担金	792	774	18	2.3
(エ) 児 童 保 護 費 等	負担金	1,360	1,361	△ 1	△ 0.1
(オ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等	負担金	15,643	15,124	519	3.4
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金		12,949	13,262	△ 313	△ 2.4
(キ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及び高等学校等就学支援金交付金		4,093	4,198	△ 105	△ 2.5
(ク) 子 ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金		13,932	13,379	553	4.1
(ケ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等		26,761	27,488	△ 727	△ 2.6
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金		26,711	31,087	△ 4,376	△ 14.1
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金		26,439	30,811	△ 4,372	△ 14.2
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金		272	276	△ 4	△ 1.4
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		291	291	0	0.0
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金		74	74	0	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		526	543	△ 17	△ 3.1
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金		1,079	1,084	△ 5	△ 0.5
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金		361	370	△ 9	△ 2.4
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金		54	54	0	0.0
VI 地 方	債	112,407	92,783	19,625	21.2
VII 使 用 料 及 び 手 数 料		15,487	15,761	△ 274	△ 1.7
VIII 雑 収 入		43,754	43,776	△ 22	△ 0.1
IX 復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分		△ 2	△ 86	84	△ 97.7
X 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分		△ 345	△ 335	△ 10	3.0
歳 入 合 計		898,060	907,397	△ 9,337	△ 1.0

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	令和3年度		令和2年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	382,704	42.6	409,366	45.1
2 地 方 譲 与 税	18,462	2.1	26,086	2.9
3 地 方 特 例 交 付 金 等	3,577	0.4	2,007	0.2
4 地 方 交 付 税	174,385	19.4	165,882	18.3
5 国 庫 支 出 金	147,631	16.4	152,157	16.8
6 地 方 債	112,407	12.5	92,783	10.2
7 使 用 料 及 び 手 数 料	15,487	1.7	15,761	1.7
8 雑 収 入	43,754	4.9	43,776	4.8
歳 入 合 計	898,407	100.0	907,818	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、第1表の復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税17兆1,980億円、市町村税21兆724億円、合わせて38兆2,704億円であり、前年度に比し、道府県税は1兆4,690億円(7.9%)減少、市町村税は1兆1,972億円(5.4%)減少、合わせて2兆6,662億円(6.5%)減少している。なお、「地方税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第26号)により創設された徴収の猶予制度の特例及び「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(令和2年法律第25号)により創設された納税の猶予制度の特例(以下「令和2年度徴収猶予の特例等」という。)の適用に伴う地方税の令和3年度収入見込額を除くと、38兆802億円であり、前年度に比し、2兆8,564億円(7.0%)減少している。

地方税の税目別調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目	令和2年度当初見込額 (A)	令和3年度				比 較	
		現行法による調定見込額	現行法による収入見込額 (B)	税制改正による増減収見込額 (C)	改正法による収入見込額 (B)+(C) (D)	令和2年度当初見込額に対する増減収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道府県税							
I 普通税							
1 道府県民税	52,768	51,808	49,235	-	49,235	△ 3,533	93.3
ア 個人均等割	645	689	637	-	637	△ 8	98.8
イ 所得割	44,447	44,982	42,540	1	42,541	△ 1,906	95.7
ウ 法人均等割	1,446	1,467	1,439	-	1,439	△ 7	99.5

税 目	令和3年度						比 較	
	令和2年	現行法に	現行法に	税制改正	改正法に	令和2年	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	(%)
	度当初見 込額 (A)	よる調定 見込額	よる収入 見込額 (B)	による増 減収見込 額 (C)	よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	度当初見 込額に對 する増減 収額 (D) - (A)		
エ 法 人 税 割	3,265	1,115	1,064	△ 1	1,063	△ 2,202		32.6
オ 利 子 割	416	316	316	-	316	△ 100		76.0
カ 配 当 割	1,636	1,566	1,566	-	1,566	△ 70		95.7
キ 株式等譲渡所得割	913	1,673	1,673	-	1,673	760		183.2
2 事 業 税	43,406	34,913	34,261	△ 6	34,255	△ 9,151		78.9
ア 個 人	2,157	1,796	1,722	-	1,722	△ 435		79.8
イ 法 人	41,249	33,117	32,539	△ 6	32,533	△ 8,716		78.9
3 地 方 消 費 税	58,210	57,496	57,496	-	57,496	△ 714		98.8
ア 譲 渡 割	42,386	44,323	44,323	-	44,323	1,937		104.6
イ 貨 物 割	15,824	13,173	13,173	-	13,173	△ 2,651		83.2
4 不 動 産 取 得 税	4,257	3,993	3,791	-	3,791	△ 466		89.1
5 道府県たばこ税	1,435	1,424	1,424	-	1,424	△ 11		99.2
6 ゴルフ場利用税	411	410	404	-	404	△ 7		98.3
7 軽油引取税	9,641	9,358	9,296	4	9,300	△ 341		96.5
8 自 動 車 税	16,508	16,548	16,368	△ 302	16,066	△ 442		97.3
ア 環境性能割	1,214	1,234	1,234	△ 302	932	△ 282		76.8
イ 種 別 割	15,294	15,314	15,134	-	15,134	△ 160		99.0
9 鉱 区 税	3	3	3	-	3	0		100.0
10 固定資産税(特例分等)	76	72	72	-	72	△ 4		94.7
道府県普通税計	186,715	176,025	172,350	△ 304	172,046	△ 14,669		92.1
II 目 的 税								
1 狩 猟 税	7	7	7	-	7	0		100.0
道府県目的税計	7	7	7	-	7	0		100.0
III 道 府 県 税 小 計	186,722	176,032	172,357	△ 304	172,053	△ 14,669		92.1
IV 東日本大震災による減免等	△ 52	△ 73	△ 73	-	△ 73	△ 21		140.4
V 道 府 県 税 計	186,670	175,959	172,284	△ 304	171,980	△ 14,690		92.1
B 市 町 村 税								
I 普 通 税								
1 市 町 村 民 税	100,107	95,110	90,595	△ 5	90,590	△ 9,517		90.5
ア 個人均等割	1,926	2,013	1,900	-	1,900	△ 26		98.7
イ 所 得 割	81,424	82,038	77,939	2	77,941	△ 3,483		95.7
ウ 法人均等割	4,362	4,392	4,273	-	4,273	△ 89		98.0
エ 法 人 税 割	12,395	6,667	6,483	△ 7	6,476	△ 5,919		52.2
2 固 定 資 産 税	93,560	95,775	91,506	-	91,506	△ 2,054		97.8
ア 土 地	34,967	36,408	34,852	-	34,852	△ 115		99.7
イ 家 屋	40,275	41,215	39,201	-	39,201	△ 1,074		97.3
ウ 償 却 資 産	17,453	17,274	16,575	-	16,575	△ 878		95.0
エ 交 付 金	865	878	878	-	878	13		101.5
3 軽自動車税	2,873	3,160	2,297	△ 36	2,891	18		100.6
ア 環境性能割	118	129	129	△ 36	93	△ 25		78.8
イ 種 別 割	2,755	3,031	2,798	-	2,798	43		101.6
4 市町村たばこ税	8,786	8,721	8,721	-	8,721	△ 65		99.3

税 目	令和2年 度当初見 込額 (A)	令 和 3 年 度				比 較		
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	令和2年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)	
5 鉱 産 税	15	17	17	-	17	2	113.3	
6 特別土地保有税	2	1	1	-	1	△ 1	50.0	
市町村普通税計	205,343	202,784	193,767	△ 41	193,726	△ 11,617	94.3	
II 目 的 税								
1 入 湯 税	230	139	139	-	139	△ 91	60.4	
2 事 業 所 税	3,884	3,961	3,899	-	3,899	15	100.4	
3 都 市 計 画 税	13,431	13,795	13,228	-	13,228	△ 203	98.5	
4 水 利 地 益 税 等	0	0	0	-	0	0	-	
市町村目的税計	17,545	17,895	17,266	-	17,266	△ 279	98.4	
III 市 町 村 税 小 計	222,888	220,679	211,033	△ 41	210,992	△ 11,896	94.7	
IV 東日本大震災によ る減免等	△ 192	△ 268	△ 268	-	△ 268	△ 76	139.6	
V 市 町 村 税 計	222,696	220,411	210,765	△ 41	210,724	△ 11,972	94.6	

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区 分	令和2年 度当初見 込額 (A)	令 和 3 年 度				(単位 億円) 比 較		
		現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B) + (C) (D)	令和2年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D) - (A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)		
道 府 県 税	151,424	136,938	△ 158	136,780	△ 14,644	90.3		
市 町 村 税	257,942	246,111	△ 187	245,924	△ 12,018	95.3		
合 計	409,366	383,049	△ 345	382,704	△ 26,662	93.5		

(参考) 通常収支分と東日本大震災分を合算した地方税の収入見込額は38兆3,448億円である。

附 表 令和３年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
軽油引取税	4		4
課税免除の特例措置の見直し	4		4
車体課税	△ 302	△ 36	△ 338
自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の 臨時的軽減（R3. 4. 1からR3. 12. 31までの間に取得した自 家用乗用車のみ）	△ 298	△ 36	△ 334
先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る 自動車税環境性能割の課税標準の特例措置の拡充	△ 4		△ 4
合 計	△ 298	△ 36	△ 334
国税の税制改正に伴うもの	△ 6	△ 5	△ 11
個人住民税	1	2	3
法人住民税	△ 1	△ 7	△ 8
法人事業税	△ 6		△ 6
再 計	△ 304	△ 41	△ 345

(注) 上記の他、国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は初年度△6 億円と見込まれる。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率	
道	普	府	個 人 1 均等割 (令和3年度課税見込人員63,426千人)	個 人 1 均等割 標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額1,500円 〔 本則税率 年額1,000円に 年額500円を加算した額 〕	
			2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (令和3年度課税標準見込1,311,877億円) (ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	2 所得割 (イ) <table><tr><td></td><td>標準税率</td></tr><tr><td>課税総所得金額、 課税退職所得金額 又は課税山林 所得金額</td><td>100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、 100分の2)</td></tr></table> (ロ)・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) ・課税長期譲渡所得金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8) 2,000万円を超える場合 32万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円)と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の2(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8)	
	標準税率				
課税総所得金額、 課税退職所得金額 又は課税山林 所得金額	100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、 100分の2)				
府	通	県			
県		民			
税	税	税			

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 民 税	普 通 業 税	道府県民税	2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 2 法人税割 標準税率 100分の1 制限税率 100分の2
		事業税	法 人 1 2、3に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）及び所得 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする。 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得	法 人 標準税率 1 2、3に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値割 100分の1.2 資本割 100分の0.5 所得割 年400万円以下 100分の0.4 年400万円超800万円以下 100分の0.7 年800万円超 100分の1 3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 100分の1 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超 100分の4.9 〔大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7〕 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の4.9 〔大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7〕 ② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超800万円以下 100分の5.3 年800万円超 100分の7 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の7 2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人 収入割 100分の1 3 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）を行う法人 (1) 1(1)に掲げる法人 収入割 100分の0.75 付加価値割 100分の0.37 資本割 100分の0.15
道 府 県 民 税	普 通 業 税	事業税	2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 収入金額 3 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等） (1) 1(1)に掲げる法人 収入金額、付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）及び資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）	

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 税	事業税	※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする。 (2) 1 (2)に掲げる法人 収入金額及び所得 個人 所得（事業主控除及び事業専従者控除後の所得） 事業主控除 年290万円	(2) 1 (2)に掲げる法人 収入割 100分の0.75 所得割 100分の1.85 制限税率 標準税率の1.2倍 (1 (1)の所得割については標準税率の1.7倍) 個人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業(4に掲げるものを除く。)を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍
		地方消費税	1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	1 譲渡割 一定税率 78分の22 2 貨物割 一定税率 78分の22 ※消費税率換算 2.2% (軽減税率適用時 1.76%)
		不動産取得税	取得した土地又は家屋の価額 (イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価額の2分の1とする。 (ロ) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。 (ハ) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。 (ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍(200㎡限度)の土地の価額のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。	標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の3
		たばこ税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 (令和2年10月1日～令和3年9月30日) 1,000本につき 1,000円 (令和3年10月1日以降) 1,000本につき 1,070円
		ゴルフ場税	利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき 1,200円

税 目			課 税 標 準 額 等		税 率																							
道 府 県	普 通 税	軽引取油税	引取りに係る軽油の数量		一定税率 1 キロリットルにつき 32,100円																							
		自動車税	1 環境性能割 自動車の取得価額		乗用車																							
			<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">税率</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td colspan="2">電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減）、プラグインハイブリッド自動車</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr><tr><td rowspan="3">ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車、クリーンディーゼル車（H30 規制適合又は H21 規制適合）</td><td>2030 年度燃費基準 85% 達成</td><td rowspan="2">100 分の 1</td></tr><tr><td>2030 年度燃費基準 75% 達成</td></tr><tr><td>2030 年度燃費基準 65% 達成</td><td rowspan="2">100 分の 2</td><td>100 分の 0.5</td></tr><tr><td>2030 年度燃費基準 60% 達成</td><td>100 分の 1</td></tr><tr><td colspan="2">上記以外の車又は 2020 年度基準未達成車</td><td>100 分の 3</td><td>100 分の 2</td></tr></table>		区分		税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減）、プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車、クリーンディーゼル車（H30 規制適合又は H21 規制適合）	2030 年度燃費基準 85% 達成	100 分の 1	2030 年度燃費基準 75% 達成	2030 年度燃費基準 65% 達成	100 分の 2	100 分の 0.5	2030 年度燃費基準 60% 達成	100 分の 1	上記以外の車又は 2020 年度基準未達成車		100 分の 3	100 分の 2	
	区分		税率																									
			自家用	営業用																								
	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減）、プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税																								
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車、クリーンディーゼル車（H30 規制適合又は H21 規制適合）				2030 年度燃費基準 85% 達成	100 分の 1																						
			2030 年度燃費基準 75% 達成																									
			2030 年度燃費基準 65% 達成	100 分の 2	100 分の 0.5																							
	2030 年度燃費基準 60% 達成		100 分の 1																									
上記以外の車又は 2020 年度基準未達成車		100 分の 3	100 分の 2																									
(注) ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及び LPG 車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50%低減（★★★★）又は H17 規制から NOx75%低減（★★★★★）のものに限る。																												
※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。																												
標準税率																												
1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。）																												
営業用																												
総排気量 税額（年額）																												
1 リットル以下 7,500円																												
1 リットル超																												
1.5リットル以下 8,500円																												
1.5リットル超																												
2 リットル以下 9,500円																												
2 リットル超																												
2.5リットル以下 13,800円																												
2.5リットル超																												
3 リットル以下 15,700円																												
3 リットル超																												
3.5リットル以下 17,900円																												
3.5リットル超																												
4 リットル以下 20,500円																												
4 リットル超																												
4.5リットル以下 23,600円																												
4.5リットル超																												
6 リットル以下 27,200円																												
6 リットル超 40,700円																												

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自		自家用 総排気量 税額（年額） 1 リットル以下 25,000円 1 リットル超 1.5リットル以下 30,500円 1.5リットル超 2 リットル以下 36,000円 2 リットル超 2.5リットル以下 43,500円 2.5リットル超 3 リットル以下 50,000円 3 リットル超 3.5リットル以下 57,000円 3.5リットル超 4 リットル以下 65,500円 4 リットル超 4.5リットル以下 75,500円 4.5リットル超 6 リットル以下 87,000円 6 リットル超 110,000円
				2 トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 最大積載量 税額（年額） 1 トン以下 6,500円 1 トン超 2 トン以下 9,000円 2 トン超 3 トン以下 12,000円 3 トン超 4 トン以下 15,000円 4 トン超 5 トン以下 18,500円 5 トン超 6 トン以下 22,000円 6 トン超 7 トン以下 25,500円 7 トン超 8 トン以下 29,500円 8 トン超 29,500円 に 8 トンをを超える部分 1 トンまで ごとに4,700円を加算した額 自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 最大積載量 税額（年額） 1 トン以下 8,000円 1 トン超 2 トン以下 11,500円 2 トン超 3 トン以下 16,000円 3 トン超 4 トン以下 20,500円 4 トン超 5 トン以下 25,500円 5 トン超 6 トン以下 30,000円 6 トン超 7 トン以下 35,000円 7 トン超 8 トン以下 40,500円 8 トン超 40,500円 に 8 トンをを超える部分 1 トンまで ごとに6,300円を加算した額 けん引自動車 営業用 小型自動車 年額 7,500円 普通自動車 年額15,100円 自家用 小型自動車 年額10,200円 普通自動車 年額20,600円
府	通	車		
県				
税	税	税		

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 車 税	自 動 車 税		被けん引自動車 営業用 小型自動車 年額 3,900円 普通自動車で8トン以下のもの 年額 7,500円 普通自動車で8トン超のもの 7,500円に8トンを超える部分1トン までごとに3,800円を加算した額 (年額) 自家用 小型自動車 年額 5,300円 普通自動車で8トン以下のもの 年額10,200円 普通自動車で8トン超のもの 10,200円に8トンを超える部分1 トンまでごとに5,100円を加算し た額(年額) ※ トラックのうち最大乗車定員が4人 以上であるものの税率は上記税額に 次の区分に応じた額を加算した額。 営業用 総排気量 加算額 1 リットル以下 3,700円 1 リットル超 1.5リットル以下 4,700円 1.5リットル超 6,300円 自家用 総排気量 加算額 1 リットル以下 5,200円 1 リットル超 1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 8,000円 3 バス（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 一般乗合用（路線定期運行の用に供す るもの） 乗車定員 税額（年額） 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円 一般乗合用以外 乗車定員 税額（年額） 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額（年額） 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普	自 動 車 税		4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
		鉱 区 税	鉱区の面積、砂鉱区の延長又は面積	一定税率 1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあつては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
	税	(特例分等) 固定資産税	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	標準税率 100分の1.4
	税 目 的 税	狩 猟 税	狩猟者の登録	一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
道	目	狩		6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする。 ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3
府	的	猟		7 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に関わらず、それぞれ下記のとおりとする。 ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除 ③ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率
県	税	税		
税				

9 県税の税率等の推移

＜県民税＞

	昭和29年度	30	31	32	33	34	37	40	41	42	45	49	50
個人	創設												
	均等割	100円		500円 ただし、所得が 24万円未満 24万円以上35万円未満	100円 300円	100円							
	所得割		5.5%	6%	7.5%	8%	150万円以下 150万円超	2%	4%				
	法人												
法人	創設												
	均等割	600円		3,000円 ただし、資本又は出資金額が 50万円未満 50万円以上350万円未満	1,000円 2,000円 1,500円	600円				資本金が 1,000万円超 上記以外			
	法人税割		5.4%	法人税額の 5% (昭和49年度まで標準税率適用)				5.5%	5.8%	5.6%	5.2%		【法人税割 超過課税】 資本の金額又は出資金額が 1億円超 6.2% 1億円以下で法人税額 1千万円超 6.2% 1億円以下で法人税額 1千万円以下 5.2% (標準税率：5.2%)
利子割													

	51	52	53	55	56	58	59
個人	均等割	300円					
	所得割			500円			
	法人						
法人	均等割	資本の金額又は出資金額が 1億円超 6,000円 1千万円超 3,000円 1千万円以下 1,800円	資本の金額又は出資金額が 1億円超 20,000円 1千万円超 2,000円 1千万円以下 6,000円	資本の金額又は出資金額が 50億円超 200,000円 10億円超50億円以下 100,000円 1億円超10億円以下 20,000円 1千万円超 1億円以下 6,000円 上記以外 2,000円	資本等の金額（資本の金額又は出資金額と資本積立金額の合計額）が 50億円超 200,000円 10億円超50億円以下 100,000円 1億円超10億円以下 20,000円 1千万円超 1億円以下 6,000円 上記以外 2,000円	資本等の金額が 50億円超 300,000円 10億円超50億円以下 200,000円 1億円超10億円以下 40,000円 1千万円超 1億円以下 4,000円 上記以外	資本等の金額が 50億円超 750,000円 10億円超50億円以下 500,000円 1億円超10億円以下 100,000円 1千万円超 1億円以下 30,000円 上記以外 10,000円
	法人税割			資本の金額又は出資金額が 1億円超 6.0% 1億円以下で法人税額 1千万円超 6.0% 1億円以下で法人税額 1千万円以下 5.0% (標準税率：5.0%)			
利子割							

		60	63	平成元年度	3	6	7	8	11	15	18
県民税	個人								定率減税の導入（市町村民税とあわせて15%相当額（4万円上限）を控除）	【配当金の創設】 【株式等譲渡所得割の創設】	定率減税の縮減（15%控除→7.5%控除（2万円上限））
	均等割	700円						1,000円			
	所得割	130万円以下 2 % 130万円超 3 % 260万円超 4 %		500万円以下 2 % 500万円超 4 %	550万円以下 2 % 550万円超 4 %		700万円以下 2 % 700万円超 4 %				
	法人										
	均等割					資本等の金額が 50億円超 800,000円 10億円超50億円以下 540,000円 1億円超10億円以下 130,000円 1千万円超1億円以下 50,000円 上記以外 20,000円					資本金等の額（法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額）が 50億円超 800,000円 10億円超50億円以下 540,000円 1億円超10億円以下 130,000円 1千万円超1億円以下 50,000円 上記以外 20,000円
利子割	法人税割			資本の金額又は出資金額が 1億円以下で法人税額1千万円超 5.8% 1億円以下で法人税額1千万円以下 5.0% （標準税率：5.0%）							
			創設								

		19	20	24	26	令和元年度
県民税	個人	【所得税から税源移譲】 定率減税の廃止	【長野県森林づくり県民税の創設】 （均等割に500円上乗せ） 【ふるさと納税制度の創設】	年少扶養控除（0-15歳）の廃止 特定扶養控除（16-18歳）の上乗せ 分の廃止	防災施設の財源確保のため、均等割の標準税率に500円加算（令和4年度まで）	
	均等割		1,500円（長野県森林づくり県民税を含む）		2,000円（長野県森林づくり県民税・防災財源確保措置含む）	
	所得割	所得金額にかかわらず4 % （市町村民税6 %）				
	法人		【長野県森林づくり県民税の創設】 （資本金等の額に応じて均等割額に5%上乗せ）		【地方法人税（国税）の創設】 （法人税割の税率を1.8%引下げ）	【地方法人税（国税）の廃止及び法人事業税交付金の創設】 （法人税割の税率を2.2%引下げ）
	均等割		資本金等の額が 1千万円以下等 21,000円 1千万円超1億円以下 52,500円 1億円超10億円以下 136,500円 10億円超50億円以下 567,000円 50億円超 840,000円 （長野県森林づくり県民税を含む）			
利子割	法人税割				資本の金額又は出資金額が 1億円超 4.0% 1億円以下で法人税額1千万円超 4.0% 1億円以下で法人税額1千万円以下 3.2% （標準税率：3.2%）	資本の金額又は出資金額が 1億円超 1.8% 1億円以下で法人税額1千万円超 1.8% 1億円以下で法人税額1千万円以下 1.0% （標準税率：1.0%）

<事業税（税率）>

	昭和25年度	28	29	32	34	37	39	49	平成元年度
個人	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1種業務 6.4% 第2種業務 8%	第1種業務のうち助産婦業等 4% 特別所得税が事業税とされた第3種事業とされた 第1種事業 8% 第2種事業 6% 第3種事業 6% (うち助産婦業等 4%)	第1種事業課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%			第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%			
法人	普通法人 12% 特別法人 8%	普通法人 (所得課税) 50万円以下 10% 50万円超 12% 清算所得 12%	普通法人 50万円以下 8% 100万円以下 10% 100万円超 12% 清算所得 12%	普通法人 50万円以下 7% 100万円以下 8% 200万円以下 10% 200万円超 12% 清算所得 12% 特別法人 50万円以下 7% 50万円超 8% 清算所得 8%	普通法人 100万円以下 6% 200万円以下 9% 200万円超 12% 清算所得 12% 特別法人 100万円以下 6% 100万円超 8% 清算所得 8%	普通法人 150万円以下 6% 300万円以下 9% 300万円超 12% 清算所得 12% 特別法人 150万円以下 6% 150万円超 8% 清算所得 8%	普通法人 350万円以下 6% 350万円超 9% 700万円以下 12% 清算所得 12% 特別法人 350万円以下 6% 350万円超 8% 清算所得 8%	特別法人 350万円以下 6% 350万円超 8% 清算所得 8% ただし、一定の協同組合について、年10億円超 9%	
	収入金額課税法人 1.6%	収入金額課税 1.5%							

	10	11	16	20	22	26
個人						
法人	普通法人 400万円以下 400万円超800万円以下 800万円超 清算所得 特別法人 400万円以下 400万円超 清算所得	普通法人 400万円以下 400万円超800万円以下 800万円超 清算所得 特別法人 400万円以下 400万円超 清算所得 ただし、一定の協同組合につ いて、年10億円超	【 資本金1億円超の普通法人に 対し、外形標準課税の導入 】 ※H20. 10. 1以後に開始する事業年度に適用 付加価値割 資本割 所得割 普通法人 400万円以下 400万円超800万円以下 800万円超 清算所得 特別法人 400万円以下 400万円超 清算所得	【 地方法人特別税の創設に伴う税率の 引下げ 】 ※H20. 10. 1以後に開始する事業年度に適用 普通法人 400万円以下 400万円超800万円以下 800万円超 清算所得 特別法人 400万円以下 400万円超 清算所得 外形標準課税対象法人 (所得割) 400万円以下 400万円超800万円以下 800万円超	(H22.10.1～) 清算所得課税の廃止	【 地方法人特別税の縮小に伴う税率の引 上げ 】 ※H26. 10. 1以後に開始する事業年度に適用 普通法人 400万円以下 400万円超800万円以下 800万円超 清算所得 特別法人 400万円以下 400万円超800万円以下 清算所得 外形標準対象法人 (所得割) 400万円以下 400万円超800万円以下 800万円超
		収入金額課税法人		収入金額課税法人		収入金額課税法人

<事業税（税率）>

	27	28	令和元年度	2
個人				
法人	【資本金1億円超の普通法人に対する、所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大】 課税の拡大 資本割 0.72% 所得割 0.3% 400万円以下 1.6% 400万円超800万円以下 2.3% 800万円超 3.1%	【資本金1億円超の普通法人に対する、所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大】 課税の拡大 資本割 1.2% 所得割 0.5% 400万円以下 0.3% 400万円超800万円以下 0.5% 800万円超 0.7%	【地方法人特別税の廃止及び特別法人事業税の創設に伴う税率の引上げ】 ※R1.10.1以後に開始する事業年度に適用 普通法人 400万円以下 3.5% 400万円超800万円以下 5.3% 800万円超 7.0% 清算所得 7.0% 特別法人 400万円以下 3.5% 400万円超800万円以下 4.9% 清算所得 4.9% 外形標準対象法人（所得割） 400万円以下 0.4% 400万円超800万円以下 0.7% 800万円超 1.0% 収入金額課税法人 1.0%	【電気供給業に係る課税方式・税率等の見直し】 ※R2.4.1以後に開始する事業年度に適用 発電・小売電気事業 資本金1億円以下の法人等 収入割 0.75% 所得割 1.85% 資本金1億円超の法人 収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%

<法人事業税（分割基準）>

	昭和26年度	29	37	42	45	47	57	平成元年度	17	29
銀行業 保険業 （証券業）	従業員の数	1／2を事務所数 他の1／2を従業員 者数		各月の延従業員の 数を期非現在の従業 業者の数とした	資本金が1億円以上 の法人の本社管理部 門の従業員数につい ては1／2			証券業の追加	1／2を事務所数 他の1／2を従業員数	
									本社管理部門の従業員 数1／2措置の廃止	
運輸業・通信業 卸売・小売業・ サービス業等	従業員の数		資本金1億円以上 の法人の本社管理部 門の従業員数につ いて1／2					資本金1億円以上の法 人の工場の従業員数に ついて1.5倍	本社管理部門の従業員 数1／2措置の廃止	
製造業										
鉄道業 軌道業		軌道の延長キロ メートル								
ガス供給業 倉庫業										
電気供給業	1／2を固定 資産の価額 他の1／2を 従業員の数	固定資産の価額				1／2を発電所の固 定資産の価額 他の1／2を固定資 産の価額	3／4を発電所の固 定資産の価額 他の1／4を固定資 産の価額			・発電事業 3／4を発電所の固定資産の価額 他の1／4を固定資産の価額 ・送配電事業 3／4を電線路の電力の容量 他の1／4を固定資産の価額 ・小売電気事業 1／2を事務所数 他の1／2を従業員数

＜その他の税目＞

	昭和25年度	28	29	30	31	32	33	34	36	37	38	39
不動産取得税			創設 税率3%			5%	3%					
県たばこ税 (県たばこ消費税)			県たばこ消費税 の創設 税率115分の5		8%					9%		
自動車税							二輪小型自動車、 軽自動車を 市町村税の課税 客体とした					
(★税率の一例)		☆7,200円	☆16,000円							☆小型四輪車(乗用 車・自家用・1½以下) 12,000円		
自動車取得税						法定外普通税と して自動車取得 税を課税 【例】乗用車 (自家用)1%	【例】乗用車(自 家用)0.5%	廃止				
軽油引取税					創設 6,000円/㎏	8,000円/㎏		10,400円/㎏	12,500円/㎏			15,000円/㎏
その他			入地税を国税に 後継し、娯楽施 設利用税を創設	固定資産税に係 る大規模償却資 産に対する特例 を創設(1.4%)					遊園飲食税を料 理飲食営業消費税 に名称変更		狩猟者税の廃止 狩猟免許税・入猟税(目 的税)の創設	

	40	42	43	49	51	54	56	59	61	平成元年度
不動産取得税							税率4% S56.7.1からS61.6.30までの 住宅取得は3% S56.7.1からS61.6.30までの 住宅用地の取得は、税額 から4分の1相当額を減額		住宅及び住宅用土地に係 る特例措置を、 H5元.6.30まで延長	住宅及び住宅用土地に係る特例措置 を、H4.6.30まで延長
県たばこ税 (県たばこ消費税)		10.3%							(S60～) 従価制 8.1% 従量制 200円/千本 (S61～) 紙巻たばこ 1,129円/千本 従量制につき、160円/千本を加算	県たばこ税に名称変更し、従価制を 廃止 紙巻たばこ 1,129円/千本 旧 3 級品 536円/千本
自動車税										普通自動車と小型自動車との車種区 分を廃止
(★税率の一例)	☆小型自動車(四輪 車・自家用・1½以 下) 18,000円				☆四輪以上の小型自動車 (自家用・1½以下) 23,500円	☆25,500円		☆29,500円	☆乗用車(自家用・1½以下) 29,500円	
自動車取得税			自動車取得税 (目的税)の創 設 3%	暫定税率の適用 自家用自動車 で軽自動車以外の もの 5%						
軽油引取税					暫定税率の適用 19,500円/㎏ (本則税率15,000円/㎏)	暫定税率の適用 24,300円/㎏ (本則税率15,000円/㎏)				
その他						狩猟免許税を狩猟者登録税 に名称変更				消費税(国税)の創設に伴う間接税 目の整理 (娯楽施設利用税をゴルフ場利用税 に名称変更) (料理飲食等消費税を特別地方消費 税に名称変更)

	4	5	7	9	10	11	12	13	14	15	16
不動産取得税	住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H17.6.30まで延長	住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H10.6.30まで延長	住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H13.6.30まで延長	紙巻たばこ 692円／千本 旧3級品 329円／千本	住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H13.6.30まで延長	紙巻たばこ 868円／千本 旧3級品 413円／千本		住宅及び住宅用土地に係る特例措置を、H16.6.30まで延長		税率4% H15.4.1からH18.3.31までに行われた不動産（住宅、住宅以外の家屋、土地）の取得は3%	
県たばこ税				紙巻たばこ 692円／千本 旧3級品 329円／千本						紙巻たばこ 969円／千本 旧3級品 461円／千本	
自動車税									グリーン化特例 (軽課・重課) の創設		
(☆税率の一例)											
自動車取得税											
軽油引取税		暫定税率の適用 32,100円／ℓ (本則税率15,000円／ℓ)									
その他				【地方消費税の創設】 (消費税(国税)4%、地方消費税1%)			特別地方消費税の廃止			＜当県独自＞ 【創設5年以内のNPO法人に對する減免制度の創設】 (法人県民税均等割)	狩猟税(目的税) の創設 狩猟者登録税・入猟税の廃止

	17	18	19	20	21	22	24	25	26	27	28	29
不動産取得税		税率4% 住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置(3%)をH21.3.31まで延長 住宅以外の家屋に係る税率の特例措置として、H18.4.1からH20.3.31までの2年間に限り3.5%		住宅以外の家屋に係る税率の特例措置の廃止(標準税率4%を適用)	住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置をH24.3.31まで延長		住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置を、H27.3.31まで延長	紙巻たばこ 860円／千本 旧3級品 411円／千本		住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置を、H30.3.31まで延長		
県たばこ税		紙巻たばこ 1,074円／千本 旧3級品 511円／千本			紙巻たばこ 1,504円／千本 旧3級品 716円／千本						旧3級品 481円／千本	旧3級品 551円／千本
自動車税												
(☆税率の一例)												
自動車取得税				暫定税率失効に伴い、 H20.4月以降は3% H20.5月以降5%	一般財源化(普通税)	暫定税率の廃止 (適用税率は5%)			税率の引下げ 営業用自動車 2% 及び軽自動車 3% 自家用自動車			
軽油引取税				暫定税率失効に伴い、 H20.4月以降は15,000円／ℓ H20.5月以降32,100円／ℓ	一般財源化(普通税)	暫定税率の廃止 (適用税率は32,100円／ℓ)						
その他	＜当県独自＞ 【他州ものづくり産業投資促進減税の創設】 (不動産取得税)	＜当県独自＞ 【創設等必要減税の創設】 (事業税・H18・19年度の自動車税)	＜当県独自＞ 【消防団活動応援減税を創設】 (事業税)						消費税率の引上げ 消費税(国税)6.3% 地方消費税1.7%	狩猟税に係る軽減措置の拡充 ・対象鳥獣捕獲員 → 非課税 ・設定鳥獣捕獲等事業者 → 非課税 ・有畜鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲従事者 → 税率1/2		

	30	令和元年度	2	3
不動産取得税	住宅及び土地に係る税率の特例措置を、R3.3.31まで延長			住宅及び土地に係る税率の特例措置を、R3.6.31まで延長
県たばこ税	H30.10.1以降 紙巻たばこ 930円／千本 加熱式たばこの課税区分新設 H30.4.1以降 旧3級品 656円／千本		R2.10.1以降 紙巻たばこ 1,000円／千本 葉巻たばこ 0.7g未満→0.7本	R3.10.1以降 紙巻たばこ 1,070円／千本 葉巻たばこ 1g未満→1本
自動車税		種別割標準税率の引下げ ※R1.10.1以後に新車新車登録を受けた 自家用乗用車 環境性能割の創設 (R1.10.1)		
(☆税率の一例)		☆乗用車 (自家用・1½以下) 25,000円		
自動車取得税		R1.9.30廃止		
軽油引取税				
その他		消費税率の引上げ R1.10.1～ 標準税率 消費税 (国税) 7.8% 地方消費税 2.2% 軽減税率 消費税 (国税) 6.24% 地方消費税 1.76%		

10 ふるさと信州寄付金の受付実績及び推移

1 令和2年度 受付実績

ふるさと納税分（個人）	70,686 件	957,898,393 円
法人・団体からの寄付	79 件	56,136,299 円
寄 付 金 合 計	70,765 件	1,014,034,692 円

2 使途の希望（一般寄付）

希望する使途	件数	金額（円）
災害対策	5,611	73,511,000
気候変動対策、自然・環境保全	3,260	43,515,700
教育・人づくり	6,118	78,477,000
山岳観光、移住・交流促進	1,313	18,468,000
産業振興	818	11,418,000
その他	273	43,007,405
県に一任（希望なし）	51,112	645,905,000
計	68,505	914,302,105

3 クラウドファンディング寄付実績

プロジェクト名	募集期間	寄付金額(円)	目標額(円)
新美術館 みんなのアートプロジェクト	R2.4～R3.3	6,491,600	20,000,000
ライチョウ保護スクラムプロジェクト	R2.6～R2.8	4,939,300	2,700,000
信州の山小屋応援プロジェクト	R2.7～R2.8	14,196,000	10,000,000
計		25,626,900	32,700,000

※新美術館 みんなのアートプロジェクト（R1.8～R3.3） 12,948,938 円

4 災害支援寄付実績

受付方法	件数	金額（円）
令和元年度東日本台風	50	2,126,000
令和2年7月豪雨	103	1,762,342
計	153	3,888,342

5 新型コロナウイルス感染症対策「助け合いふるさと寄付金」寄付実績

受付方法	件数	金額（円）
助け合いふるさと寄付金	1,073	70,217,345

6 受付実績の推移（直近5年）

区分	個人		法人・団体		計	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
H28年度	22,464	291,839,179	11	9,259,419	22,475	301,098,598
H29年度	33,480	377,230,500	16	17,791,518	33,496	395,022,018
H30年度	41,450	475,015,000	13	10,040,320	41,463	485,055,320
R1年度	53,609	713,261,470	36	55,199,892	53,645	768,461,362
R2年度	70,686	957,898,393	79	56,136,299	70,765	1,014,034,692
累 計※	244,376	3,098,117,594	301	217,534,239	244,677	3,315,651,833

※取扱開始(H20.1.1)からの累計

11 県税事務所管轄区域の状況

所 名	所 在 地	管 轄 区 域	市町村数 (R3. 4. 1現在)				管轄面積 (k m ²)	人口総数 (人)	世帯数 (世帯)
			市	町	村	計			
総合県税事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 (026)233-5151 (代表)	長野市 須坂市 千曲市 埴科郡 上高井郡 上水内郡	3	4	2	9	1,558.00	524,796	215,839
総合県税事務所 北信事務所	〒383-8515 * 中野市大字壁田955 (0269)22-3111 (代表)	中野市 飯山市 下高井郡 下水内郡	2	1	3	6	1,009.45	81,186	31,226
東信県税事務所	〒385-8533 * 佐久市跡部65-1 (0267)63-3111 (代表)	小諸市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡	2	5	4	11	1,571.18	203,726	84,353
東信県税事務所 上田事務所	〒386-8555 * 上田市材木町1-2-6 (0268)23-1260 (代表)	上田市 東御市 小県郡	2	1	1	4	905.37	191,050	80,253
南信県税事務所	〒396-8666 * 伊那市荒井3497 (0265)78-2111 (代表)	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡	2	3	3	8	1,348.40	178,331	74,511
南信県税事務所 諏訪事務所	〒392-8601 * 諏訪市上川1-1644-10 (0266)53-6000 (代表)	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡	3	2	1	6	715.75	190,406	80,090
南信県税事務所 飯田事務所	〒395-0034 飯田市追手町2-678 (0265)23-1111 (代表)	飯田市 下伊那郡	1	3	10	14	1,928.89	152,775	58,389
中信県税事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020 (0263)47-7800 (代表)	松本市 塩尻市 安曇野市 東筑摩郡	3	—	5	8	1,868.74	419,338	176,521
中信県税事務所 木曽事務所	〒397-8550 * 木曽郡木曽町福島2757-1 (0264)24-2211 (代表)	木曽郡	—	3	3	6	1,546.15	24,948	10,919
中信県税事務所 大町事務所	〒398-8602 * 大町市大町1058-2 (0261)22-5111 (代表)	大町市 北安曇郡	1	1	3	5	1,109.65	55,666	22,942
県 庁	〒380-8570 * 長野市大字南長野字幅下692-2 (026)232-0111 (代表)								
	県 計		19	23	35	77	13,561.56	2,022,222	835,043

- (注) 1 人口総数・世帯数は、毎月人口異動調査(R3. 4. 1現在)資料による(推計値を含む。)
2 人口総数の県計は、県内市町村間の移動を考慮せず、国・都道府県間異動のみを加減して算出しているため、市町村間の移動を加減して算出している県税事務所管轄区域別人口総数とは、一致しない。
3 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(R3. 1. 1現在)による。
4 管轄面積は端数処理のため県計と内訳が一致しない場合がある。
5 郵便番号の後ろに*の表示のある所については、専用郵便番号であり、住所記載は不要

12 県税事務所管轄区域図

